

竹原市総務文教委員会

令和6年12月12日開会

会議に付する事件

(付託議案)

- 1 議案第69号 財産の取得について
- 2 議案第70号 道の駅たけはらの指定管理者の指定について
- 3 議案第71号 竹原市役所新庁舎移転に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 4 議案第72号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案
- 5 議案第73号 竹原市監査委員条例等の一部を改正する条例案
- 6 議案第74号 令和6年度竹原市一般会計補正予算（第5号）
- 7 議案第76号 竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第77号 竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第78号 竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- 10 議案第79号 竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第80号 竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 12 議案第81号 令和6年度竹原市一般会計補正予算（第6号）

(その他)

- 1 第3期びんご圏域ビジョン（素案）について（企画政策課）
- 2 竹原市地域公共交通計画の策定状況について（企画政策課）
- 3 （仮称）賀茂川学園設立準備委員会について（総務学事課）
- 4 閉会中の継続審査の申出について

(令和6年12月12日)

出席委員

氏 名	出 欠
堀 越 賢 二	出 席
村 上 ま ゆ 子	出 席
松 本 進	出 席
道 法 知 江	出 席
大 川 弘 雄	出 席
川 本 円	出 席
高 重 洋 介	出 席

委員外議員出席者

氏 名
山 元 経 穂
今 田 佳 男
下 垣 内 和 春
蕎 麦 田 俊 夫

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議 会 事 務 局 長 笹 原 章 弘

議会事務局係長 木 原 昌 伸

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
総 務 部 長	向 井 直 毅
企 画 部 長	國 川 昭 治
教育委員会教育次長	沖 本 太
総 務 課 長	品 部 義 朗
財 政 課 長	大 川 真 功
危 機 管 理 課 長	岡 元 紀 行
監 査 委 員 事 務 局 長	清 水 健 一 郎

午前9時57分 開会

委員長（堀越賢二君） おはようございます。

本日の進行ですが、通常の委員会審査のとおり、議案提出課からの説明を受け、質疑応答の後、質疑を一旦保留として委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開もしくは質疑を終結し、討論、採決と考えています。

なお、発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、マイクを使用して発言していただきますようよろしくお願いいたします。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達していますので、令和6年第4回定例会の総務文教委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けています案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和6年第4回定例会へ提案をさせていただいています議案のうち、議案第69号外11議案につきまして説明をさせていただきます。慎重な御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の順序につきましては、付託議案審査順序のとおり行ってまいりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） 異議なしと認め、そのように行います。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

議案第69号財産の取得についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（大川真功君） 議案第69号の財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、竹原市立学校電子黒板賃貸借に係る財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

この事業は、文部科学省の掲げるGIGAスクール構想の実現に向け、1人1台端末を活用した教育環境の充実を図るため、令和7年2月1日から令和12年1月31日までの期間、電子黒板及び周辺機器等をリースにより追加整備し、リース期間終了後に無償譲渡を受けるものであります。

契約の相手方の決定方法につきましては、納入履行実績を考慮し、事後審査型の条件付一般競争入札とし、竹原市物品調達等及び委託役務入札参加者選定委員会を本年10月31日に開催し、参加資格要件を定め、11月1日に入札を公告、同月22日に開札を行ったところであります。有効な入札を行った1社の株式会社アシストワンについて事後審査を行ったところ、同社が参加資格要件を満たしていることを確認いたしましたので、落札者と決定したものであります。賃借人につきましては、NX・TCリース&ファイナンス株式会社広島支店へ履行確認を行い決定したものであります。

契約金額は、落札額に消費税相当額を加えた2,875万9,500円、落札率は85.1%であります。

説明は以上です。

委員長（堀越賢二君） ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手にて一問一答でお願いいたします。

道法委員。

委員（道法知江君） お聞きしたいと思います。

以前県教委のほうで、こういった機器を交えて県のほうで教育長のほうが辞任するような状況に陥ったということもあると思うのですが、そういった問題も含めて、しっかりと精査しながらの入札に至ったという要件であるかどうかを御確認させていただきたいと思います。

委員長（堀越賢二君） 財政課長。

財政課長（大川真功君） 改めて、事業者の選定方法につきましてです。

今御説明しましたように、庁内で入札参加者の選定委員会を開催して事業者を選定した

ということでございますが、こちら、事業者さんにつきましては、既に事前に事業者登録にて各諸要件を確認した上で一般競争入札で入札を行っているところであります。よって、事前に審査を済ませておりますので、1社の応札ではありましたが、質問につきましては複数社来ていまして、その中からいろんな条件を含めてこのアシストワンさんが応札されたというふうに認識しておりますので、特に不備はなかったというふうに認識をしています。

以上です。

委員長（堀越賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） 委員長よりこの点について。

リース契約ということではあるのですが、議決を得るといったようなところ、2,000万円以上ということで、その件について少し説明をいただいたらと思います。

財政課長。

財政課長（大川真功君） 確かに、今委員長がおっしゃられましたように、通常、賃貸借契約ということになりますと議決は必要ないというふうな認識ではいるのですが、このたびの仕様に書いてある条件といたしまして、表題は賃貸借契約となっているのですが、中に賃貸借契約が終了後にこの財産は無償で竹原市に譲渡とするというような一文を加えています。そうした場合に、日本全国の自治体でも事例はあるのですが、結局賃貸借契約という名の購入になるというふうな解釈の中で、ここは、先ほど言いました議会の議決が必要というふうに判例も出ていますので、そういった中で今回議会のほうにお諮りしたものであります。

以上です。

委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） ないようですので、次に参ります。

議案第71号竹原市役所新庁舎移転に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（品部義朗君） それでは、議案参考資料の１３ページをお願いいたします。

では、議案第７１号の竹原市役所新庁舎移転に伴います関係条例の整理に関する条例案について説明をさせていただきます。

本案につきましては、竹原市役所の本庁舎が新庁舎へ移転することに伴いまして、現庁舎の所在地を記載しています、まず竹原市役所の位置を定める条例、それと掲示物の位置を定めています竹原市公告式条例、それと福祉事務所の位置を定めています竹原市福祉事務所設置条例、及び新開土地地区画整理事業の位置を定めています竹原都市計画事業新開土地地区画整理事業施行に関する条例、この４つにつきまして条例中の規定の所在地の記載を改めるものでございます。

新庁舎につきましては、１１月末に完成をしまして、１２月１日の日に落成式及び見学会を開催して、来年の１月６日の事業開始に向けて今準備をしているところでございます。

本庁舎の住所の記載につきましては、２番目の改正の内容にございますように、竹原市中央五丁目１の３５から新庁舎の住所であります竹原市中央五丁目６の２８に改めるものでございます。

３番目の施行期日につきましては、新庁舎で業務を開始します令和７年１月６日となります。

改正の内容につきましては、１４ページから１８ページの形で新旧対照表となっております。

議案第７１号につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（堀越賢二君） ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手にて一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） ないようですので、次に参ります。

議案第７２号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（品部義朗君） それでは、議案参考資料の１９ページをお願いいたします。

議案第７２号の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について御説明いたします。

本案につきましては、令和４年６月１７日に刑法等の一部を改正する法律というものが公布されまして、それが令和７年６月１日に施行されるということに伴いまして、懲役及び禁錮というものが廃止され、これに代わりまして拘禁刑という形が創設されたことから、いわゆる懲役または禁錮を記載しています、職員の期末手当の支給要件になっています竹原市職員の給与に関する条例、それと消防団員の退職報償金の支給要件となっています竹原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例、それとあと消防団員の資格要件を定めています竹原市消防団条例、及び罰則の規定がございます竹原市個人情報保護に関する法律の施行条例について、この４つにつきまして条例中の記載事項を改める内容となっています。

改正の内容につきましてですけれども、受刑者の身体の拘束する刑というものがございまして、その中に懲役と禁錮という２種類がありまして、両者の主な違いとしましては、懲役につきましては刑務作業が義務づけられていると、禁錮につきましてはそこが義務づけられていないという、大きなここが違いがございます。しかしながら、懲役においても、刑務作業に時間が取られているという現状を踏まえて、必要な指導あるいは教育を受ける時間がなかなか十分に取れていないという現状、それで禁錮におきましても、受刑者が許可を受ければ刑務作業、いわゆる請願作業という形で刑務作業も行うこともできるということから、懲役といわゆる禁錮を分ける意味というものがちょっと乏しくなってきたという現状がございます。そういう現状を踏まえまして、再犯防止対策という観点からも、懲役と禁錮というものをまず拘禁刑という形で一本化する上で、刑の目的につきましても、いわゆる改善更生を図るものという形として、受刑者の罪の内容等の状況に合わせて、刑務作業だけではなく、先ほど言いました必要な指導あるいは教育ができるようになったという内容でございます。

改正の内容につきましては、２１ページから２５ページの新旧対照表となります。

実際の施行期日につきましては、先ほど刑法の施行日でございます令和７年６月１日となります。

議案第７２号については以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） ないようですので、次に参ります。

議案第73号竹原市監査委員条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（品部義朗君） では、議案の参考資料の27ページをお願いいたします。

議案第73号竹原市監査委員条例等の一部を改正する条例案について、その内容を説明をいたします。

本案につきましては、地方自治法の一部改正に伴いまして既存の条文番号に繰下げが生じたため、当該文書を引用しています竹原市監査委員条例、竹原市下水道事業設置に関する条例及び市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例、この3つについて条例における引用条項を整理するものでございます。

本年の6月26日に公布されました地方自治法の一部改正におきましては、DXの推進を踏まえた対応あるいは地域の多様な主体の連携及び協働の推進などの改正がちょっと行われたのですが、このたび地方自治法の第243条の2の第7として、いわゆる公金収納事務のデジタル化ということの関係で、地方公共団体がeLTAXを用いて地方税以外の公金を地方税共同機構に行わせることができるというような条項が、新たに条文が加わったということに伴いまして、それ以降の既存の番号にずれが、どうしても1個ずつ繰下げが生じますので、それに応じて今回改正するものでございます。

改正の内容につきましては、28ページから30ページの新旧対照の表となります。

2番目の施行期日につきましては、公布の日から、一応地方自治法の一部を改正する法律の附則第1号、第3号の規定で政令に定める日となっていますが、具体的に申しますと、公布の日から起算して2年6か月を超えない範囲で政令で定める日というふうになっています。今現在、政令で定めている通知がまだ出ていませんので、今後、政令で定める日が通知されるというふうに今認識しています。

議案第73号につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

本議案につきましては、地方自治法第243条の2の7第2項の規定により、あらかじめ

め監査委員の意見を聞かなければならないとされています。よって、監査委員からの意見について報告を求めます。

監査委員事務局長。

監査委員事務局長（清水健一郎君） 監査委員の意見を御報告いたします。

本条例案第3条市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の改正に関しまして、中本英三監査委員及び濱井秀夫監査委員より、改正は適当と認めますとの意見をいただいています。

以上でございます。

委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） ないようですので、次に参ります。

議案第74号令和6年度竹原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（大川真功君） 議案第74号の一般会計補正予算案について御説明をいたします。

今お手元を示されている概要資料に沿って説明をさせていただきます。

このたび、補正予算案につきましては、こども未来戦略により児童手当制度が拡充されたことに伴う児童手当の増額をはじめ、仮称ではありますが、賀茂川学園の整備に伴う工事期間中の仮設校舎の整備費用、それから令和6年7月の集中豪雨による災害復旧工事費用などのほか、令和6年度内に完了できない事業の繰越明許費、令和7年4月からの事業執行に係り年度内での入札執行を可能とするための債務負担行為の計上が主な内容となっています。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,677万9,000円を増額し、総額を172億8,022万8,000円とするとともに、繰越明許費の追加及び債務負担行為の追加、変更を行う内容となっています。

歳出の補正内容につきましては、総務費、民生費、教育費、災害復旧費において追加計上を行うものであり、その個別の内容につきましては3ページ以降に記載していますの

で、3 ページを御覧ください。

初めに、上段の総務費です。

防犯活動に要する経費について、防犯カメラ設置工事請負費など146万9,000円の追加計上を行うものであります。内容につきましては、特殊詐欺等の犯罪が発生する中で、不特定かつ多数の人が利用または往来する場所に防犯カメラを設置することで防犯効果が高まるとされていることから、まずはJ R 竹原駅及びJ R 忠海駅の近接2か所に1台ずつ設置しようとするものであります。財源につきましては、一般財源となります。

続きまして、中段より下になります民生費です。

児童手当支給に要する経費について、児童手当5,000万円の追加計上を行うものであります。内容につきましては、令和5年12月22日付で閣議決定されたこども未来戦略に基づき児童手当の抜本的拡充が令和6年10月から実施されるため、当該拡充分の児童手当を増額するものであります。個別に言いますと、4点ほど拡充内容が示されています。まず1点目は所得制限の撤廃、それから2点目は高校生年代までの支給期間の延長、3点目として多子加算について第3子以降3万円とする。それから、最後4点目として、支払い月を年3回から隔月、これは偶数月になりますが、年6回として、拡充後の初回支給を令和6年12月とするというものでございます。こちらのシステム改修につきましては、本年6月の補正予算で682万円の予算を提出して議会で認めていただいていたしまして、改修は既に終わっています。こちら、5,000万円の財源につきましては、全額国庫負担金で、内容としましては児童手当負担金ということになっています。

続いて、4 ページをお開きください。

次に、教育費でございます。

義務教育学校施設整備に要する経費について、施設整備工事費1,831万円の追加計上を行うものであります。内容につきましては、仮称ではありますが、賀茂川学園設立のため現在の賀茂川中学校校舎などを改修するに当たり、令和7年9月から東野小学校を仮設校舎として使用するため、当該校舎や外構の必要箇所について改修するものであります。財源につきましては、全額一般財源となります。また、後ほど出てきますが、年度内での工期の確保が難しくなっているため、併せて繰越しをさせていただきたいというものでございます。

続いて、その下の段になります災害復旧費でございます。

公共土木施設災害復旧に要する経費について、災害復旧工事費2,700万円の追加計

上を行うものであります。内容につきましては、令和6年7月の大雨災害により被災した公共土木施設のうち、護岸崩壊した河川や路肩崩壊した道路の復旧工事を行うものであります。財源につきましては、国庫支出金1,800万9,000円、それから起債890万円、残りを一般財源とするものであります。この国庫支出金につきましては、災害復旧事業負担金としまして充当率が66.7%、それから起債につきましては、補助災害復旧事業債、これは充当率100%で、後年度、基準財政需要額に交付税措置される率が95%ということになります。

以上が歳出の予算案の内容になります。

続いて、1ページ目に戻っていただきまして、上段に歳入がございます。こちらにつきましては、先ほど歳出の説明に併せて特定財源にも触れさせていただきましたので、個別の内容につきましては説明を省略をさせていただきます。

歳入予算としましては、国庫支出金及び市債を増額するとともに、令和5年度の決算剰余金の一部を繰越金として計上して、最終的な収支の均衡を図っています。

続きまして、繰越明許費の補正予算の御説明をいたします。

5ページをお開きください。

順次御説明をいたします。

土木費についてでございます。

緊急自然災害防止対策事業につきましては、土地の使用許諾の地元調整に不測の日数を要したということで、年度内の工事着手が困難となったため繰越しを行うものであります。

箇所については、今お手元に地図が行ったかと思いますが、3か所ございまして、1点目が吉名町の小浦尻6号線、待受擁壁、それから2点目で、同じく吉名町の曾井八代谷線の路側工です。こちらは、図面の左下に2点ちょっと括弧書きで加えたものがその場所になります。最後、竹原町の築地明神線の待受擁壁。こちらは、ちょっと小さいのですが、中段より少し下に赤枠、赤字で囲われたものがそれになります。以上3か所が今説明したことになります。

続きまして、市道中通東上条線道路改良事業につきまして、地権者との協議に不測の日数を要したこと、また広島県への委託事業について広島県の工事に遅れが生じていることなどにより、年度内の完了が困難となったため繰越しを行うものであります。

箇所については、今お手元に地図が示されたかと思いますが、こちらの図面になりま

す。中通小学校辺り、あの辺の前の道路になります。

続きまして、緊急浚渫推進事業につきまして、年度内での工期の確保が困難となったため繰越しを行うものであります。

こちらにつきましては、箇所が5か所ございます。

今地図が示されたかと思います。1点目が毛木川の遊水地の浚渫、2点目として吉崎川の遊水地の浚渫、それから皆実川の浚渫、大井東川の遊水地の浚渫、最後、堂沖川の遊水地の浚渫になります。

続きまして、特定都市河川浸水被害対策事業につきまして、地権者等との調整に不測の日数を要したということで、年度内での工期の確保が困難となったため繰越しを行うものであります。

こちらにつきましても、今画面のほうに示されたように、大広苑さんの裏手のほうです。もと上市の市営住宅のところに今整備をしている箇所になります。こちらのほうで、1号調整池の工事の進捗が遅れていることや、併せて本川沿いの広島県さんの工事、用地買収などが遅れていることで、それに伴って工事が遅れているというふうに聞いています。

続きまして、新開土地区画整理事業につきまして、土地造成工事等において地権者等との協議に不測の日数を要し、年度内の完了が困難となったため繰越しを行うものであります。

箇所については、今お手元を示された赤い表示で囲われているところです。具体には、ドラッグストアのひまわりさんの横の辺になります。今ちょうど土が盛ってある感じになっていますが、こちらのところについて繰越しをさせていただきたいというものでございます。

続きまして、教育費になります。

こちらのほうは、先ほど御説明しました、賀茂川義務教育学校施設整備事業に関するもので説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

続きまして、災害復旧費でございます。

現年公共土木施設災害復旧事業につきましては、年度内での工期の確保が困難であるため繰越しを行うものであります。

こちらのほうは、箇所数少し多くなっていまして、細かい事業のものもございまして、例えば河川3か所、田ノ浦川、矢谷川、大曲川です。それから、道路2か所で、市道

曾井八代谷線が箇所というところと2か所です。さらに、現年分で、既存の既に当初予算でついているものの繰越しも、道路でいうと楠木通小梨線、ほか17か所、それから河川でいうと赤坂川支川ほか10か所といったようなところで、大きい事業から少し小さい事業まで繰越しをさせていただきたいというものでございます。

最後、災害復旧費で、過年公共土木施設災害復旧事業につきまして、年度内での工期の確保が困難となったため繰越しを行うものであります。

こちらにつきましては、過年ということで令和3年災害の関係になります。こちらのほう、今回大雨が降ったことで、現年災害の確認をしている中で、地元の方もしくは市の職員が見て、以前に報告はなかったのだけど、実はこれは過年災害だったのではないかとということで調査した結果、それが認められましたので工事をしていくというものでございます。こちらが、榎ヶ坪2号線ほか2か所、それから中通川ほか4か所ということになっています。

以上が繰越し明許費になります。

最後、債務負担行為の補正を御説明をいたします。

同じく5ページの中段より下になります。

まず、1点目、施設維持管理に要する経費につきましては、竹原市庁舎等清掃業務及び環境衛生管理業務の実施に係る期間及び限度額について定めるとともに、令和7年4月1日からの業務委託契約について年度内に入札手続が可能となるよう債務負担行為の追加を行うものであります。

2点目で、デマンド交通運行に要する経費につきまして、竹原市デマンド型乗合タクシー運行業務に係る期間及び限度額について定めるとともに、令和7年4月1日からの業務委託について年度内に入札手続が可能となるよう債務負担行為の追加を行うものであります。

3点目で、RPAに要する経費につきまして、RPAライセンス使用料の期間及び限度額について定めるとともに、令和7年4月1日からの使用料について年度内に入札手続が可能となるよう債務負担行為の追加を行うものであります。

4点目といたしまして、庁内情報化に要する経費につきまして、複合機リースの期間及び限度額について定めるとともに、令和7年4月1日からの使用料について年度内に入札手続が可能となるよう債務負担行為の追加を行うものです。

続いて、道の駅たけはら運営に要する経費につきまして、当該施設の指定管理の期間及

び限度額について定めるとともに、令和7年4月1日からの管理料について年度内に入札
手続が可能となるよう債務負担行為の追加を行うものであります。

次に、変更についてでございます。

住民基本台帳ネットワークシステムに要する経費につきましては、当該システムの賃貸
借期間及び限度額について定めるとともに、令和7年4月1日からの賃貸借契約について
年度内に入札手続、契約手続が可能となるよう債務負担行為の変更を行うものであります。

以上で一般会計補正予算案の説明を終わります。

委員長（堀越賢二君） ありがとうございました。

それでは、これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） それでは、補正予算のほうからちょっとお聞きしたいのですが、
も、防犯カメラ設置事業でお聞きいたします。

当委員会において、防犯カメラの設置に向けて、これから勉強していこう、審査してい
こうというようなことをやっていたのですが、このタイミングで出されてちょっと面を食
らっているのですが。

まず最初に、先ほどの御説明の中で、今回の竹原の駅前と忠海の駅前に防犯カメラを1
個ずつつけると、御説明の中ではまずこの2か所というふうな表現をされたのですが、今
後その防犯カメラを順次増やしていく計画がおりかどうか、まずお聞きします。

委員長（堀越賢二君） 危機管理課長。

危機管理課長（岡元紀行君） 防犯カメラの設置箇所についてでございます。

今回の補正につきましては、御説明させていただきましたように、竹原駅前、忠海駅前
の2か所ということでございます。

こちらの2か所に決定をいたしました経緯といたしましては、まずカメラの設置につ
きましては、広島県が示します防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン、こうい
うものがございまして、この中で不特定かつ多数の人が利用するまたは往来する施設や場所
ということを基準に検討を進めました。具体的に設置に当たりましては、警察機関等と協議
をいたしまして、今回この2か所ということで決定をしたものでございます。今後につ
きましても、必要等については、警察署、関係機関との協議の上で設置等を検討してまい

たいと考えています。よろしくお願いします。

委員長（堀越賢二君） 川本委員。

委員（川本 円君） その経緯は分かったのですが、まずは2か所とおっしゃったから、今後増やす予定があるのかって聞いたのです。そこだけ答えて。

委員長（堀越賢二君） 危機管理課長。

危機管理課長（岡元紀行君） 必要があれば、今後増やしていくことも検討してまいりたいと思っています。

委員長（堀越賢二君） 川本委員。

委員（川本 円君） 分かりました。ありがとうございます。

それともう一点、防犯カメラの設置、私は防犯カメラのことは詳しくないので分かりませんが、今回2か所つけられて、その運用とか管理というのはどこでどなたが行うわけですか。

委員長（堀越賢二君） 危機管理課長。

危機管理課長（岡元紀行君） 設置につきましては、竹原市が設置するものでございます。管理につきましては、こちらについても竹原市が管理をしまいるというものでございます。

委員（川本 円君） 続けていいのですか。

委員長（堀越賢二君） どうぞ。

川本委員。

委員（川本 円君） ありがとうございます。

では続きまして、同じく補正予算のところの、4ページですか、賀茂川学園の整備事業のことについてお聞きいたします。

御説明の中で、年内の事業はちょっと難しいというふうなことを言われていて、併せて繰越しをするというふうにお聞きしましたが、具体的にどういうことがあってこの年内に実施するのが難しくなったか、その経緯をちょっとお聞きしたいです。

委員長（堀越賢二君） 財政課長。

財政課長（大川真功君） ただいまの質疑でございます。

具体的に今後のスケジュールを申しますと、今予定しているのが、令和7年3月から令和7年8月にかけて東野小学校の校舎及び外構の改修をしたいというふうに考えています。こうしたことから、今後入札手続等をするとなると繰越しをさせていただきたいとい

うものでございます。

その後のさらに、あくまで予定ではありますが、令和7年8月に賀茂川中学校を東野小学校へ仮移転、それから令和7年9月から令和9年3月までで東野小学校に東野小学校と賀茂川中学校を併設するというようなことで考えています。令和9年3月に東野小学校、荘野小学校、仁賀小学校、賀茂川中学校、これらを閉校いたしまして、令和9年4月に新たに学園を開設したいというふうに考えています。

こうしたことから、スケジュール的に間に合わないというふうに考えています。

以上でございます。

委員長（堀越賢二君） 川本委員。

委員（川本 円君） ありがとうございます。

ちょっと前後して申し訳ないのですが、今度は道の駅の指定管理についてちょっとお伺いします。

よろしかったですか、これ。

委員長（堀越賢二君） 大丈夫です。

委員（川本 円君） 今回その指定管理に当たっては何社の方が申し込まれたかというのをまずお聞きしたいです。

委員長（堀越賢二君） 財政課長。

財政課長（大川真功君） 道の駅の件でございます。

こちらのほう、今我々が把握していますのは、1回目と2回目とございまして、2回目のほうでは提案は2社からあったというふうには聞いています。

以上です。

委員長（堀越賢二君） 川本委員。

委員（川本 円君） その2社というのは、2社とも竹原市内の業者ということでよろしいですか。

委員長（堀越賢二君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 大変申し訳ございませんが、この後、道の駅の指定管理の議案の関係がございしますので、こちらのほうでお聞きいただければというふうに。財政課長のほうはそこまで全てを詳しくないので、企画部のほう、産業振興課のほう、課長が病気で欠席ですが、出てまいりますので、こちらでお聞きいただければと思います。

委員長（堀越賢二君） よろしいでしょうか。

道法委員。

委員（道法知江君） 私も、補正のところでお聞きさせていただきたいと思います。先ほど川本委員も言われましたけども、防犯カメラのことをお伺いさせていただきたいなと思います。

その防犯カメラの性能、セキュリティー効果というか、セキュリティーの問題とか性能とか監視機能、そういったものをお聞きさせていただきたいと思います。

委員長（堀越賢二君） 危機管理課長。

危機管理課長（岡元紀行君） 設置する防犯カメラの性能についてでございますが、詳細についてはこれからというものでございますが、まずは竹原駅、忠海駅、交通の結節点ということで様々な、例えばかぐや姫号でありますとかタクシーでありますとか、そういったものの往来がかなり多い。また、忠海駅につきましては、大久野島へ向けての観光客、そういったことでかなりの往来があるということで、そういった往来等が確認できるものを設置をしたいと考えているところでございます。

解像度については、これからちょっと検討はしてまいりたいと思いますけれども、捜査機関のほうの求められるものと、ちょっと協議はさせていただきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

以上です。

委員長（堀越賢二君） 道法委員。

委員（道法知江君） 防犯カメラといっても様々あると思います。その機能がどうか、どういうものなのかということを認識した上で設置しないと意味もないのかなと私は思うのですが。例えば、オンラインで警察のほうに順次つないでいくとか、そういったものなのか、監視の機能はどうかというのは、市民からも聞かれますので、その点についてももう少し明確に。死角に対してどのように備えるのかとか、そういうことも含めてしっかり検討していただいたものを設置していただくべきではないかなと思います。この点について。

委員長（堀越賢二君） 危機管理課長。

危機管理課長（岡元紀行君） 機能でございます。

まず、監視機能でございますけれども、いろいろな種類が販売というか、世の中に出ていようかと思います。カメラにSDカード等で記録するものもございますし、今でいいますと、Wi-Fi等で動向が確認できるもの、また常時確認ができるもの、様々ございま

すけれども、そこらのあたりは、具体なところについては警察機関と協議していきたいと考えています。

また、撮影の範囲につきましては、先ほど申しましたように、竹原駅でしたら、かぐや姫号の発着場所、またタクシーの乗降口、そして交差点といったところが映るようなものを設置して、様々対応していきたいと考えています。

以上です。

委員長（堀越賢二君） 道法委員。

委員（道法知江君） ありがとうございます。

それでは、ちょっと分からないので1点お伺いさせていただきたいと思うのですが、民生費のほうの児童手当の支給事業についてなのですけども、これは4点、制度の拡充の内容を教えてくださいました。ちょっと知らなかったので、4点目の支払い月を年3回から偶数月の6回に変更になるということをお伺いさせていただきたい。これは国の制度として6回になるよということだと思います。これを含めてシステム改修料として680万円もう計上している、当初予算で。今回……。

ごめんなさい。6月の補正でもう計上しているから。知らないからちょっとお聞きさせていただきたいのですが、例えば年金ですね。公的年金の支給の希望の回数とかというのを、例えば隔月に今も支給されていると思いますけども、回数を増やすとか、そういった方向性が国のほうで決まれば、地方自治体もそれに準じていくという考えであるという認識でよろしいでしょうか。

委員長（堀越賢二君） 財政課長。

財政課長（大川真功君） 今の公的年金の支給月を変えることについての質問でございます。

今回も、先ほど言いましたように、令和5年12月であります、国が閣議決定された方針に基づいて法的整備をされて、それに基づいて児童手当の支給月を変更するものであります。そういうことになりますと、公的年金、国の制度ではございますが、国が法整備を変えるということになりますと、それに基づいて一定に全国変わっていくものというふうに考えています。

以上でございます。

委員長（堀越賢二君） 道法委員。

委員（道法知江君） 賀茂川学園の整備事業についてをお伺いさせていただきたいと思い

ます。

今、緊急避難所に、東野小学校が避難所になっていますよね。そういうことも含めてなのですけれども、先ほどの説明だと、令和9年4月に学園として開校する予定ということになっています。それまでの期間、この1,831万円という高額な経費を使って改修費を出すわけですので、その後の存続、その後の建物の機能というのは一体どうなるのかというのは市民に説明もしていかないといけないのではないかなと思うのですが、この点についてお伺いさせていただきたいと思います。

委員長（堀越賢二君） 財政課長。

財政課長（大川真功君） 東野小学校の使用されなくなった後の活用方法という質疑でございます。

先ほど申しましたように、今は一時的に、賀茂川中学校を改修するという事で、その後の移転先が必要になるということで改修をさせていただきます。今現在で、終わって、学園に移った後の構想、考えというのは具体的なものはございませんが、ここに限らず、例えば今活動しているところでございますと、忠海東小学校、それから田万里小学校、ほか、いろんな公募をかけたとかということで活用していますので、今後使わなくなった後には、公募等をかけて、利用していただくような方向で取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上でございます。

委員長（堀越賢二君） 道法委員。

委員（道法知江君） 1,800万円という財源を活用するわけですので、改修した後の建物については、地域の皆さんをはじめ、市内の皆さんも注目を浴びるようになると思いますので、その辺の活用についても財政課もしっかりと考えていただきたいと思います。

もともとは荘野小学校のほうに仮設を造るという話でありましたので、そこから大きく転換して東野小学校にということになりましたので、荘野を含む北部の保護者の皆様や地域の皆様にとっても重要な、そういった設備や金額を投入してということになりますので、今後の在り方も地域の皆さんとしっかりと検討していただければと思います。

御答弁はいいです。

では一応、以上で終わらせていただきます。

委員長（堀越賢二君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 私は、補正の1ページ、防犯カメラ設置事業のところを質疑させていただきます。

まず、2台ということで、1台が70万円ぐらいするのですか、大変高額な性能のいいものをつけていただくので、有効に活用できたらいいなと思いますけども。これは今、当委員会でも、どういう防犯カメラがいいのか、どこの場所がいいのかということも含めていろいろ研究をするということになっていましたので、早くつけていただいたので、2台ですけど、まずは方向性が見えたのかなというふうに思っています。

ただ、名前が、防犯カメラだからそうなのかもしれませんけども、実際に一番最初のアプローチは竹原で犯罪があったことなのですよ。一人住まいの方の家に、朝でしたか、強盗が入ったというような、全ては分かっていませんけども、犯罪があったと。それを逃げて、防犯カメラがないので、竹原ではなかなか捕まるのに時間がかかったということなのですね。それで、いろんな方々から、監視カメラという形でつけてほしいと。もう防犯というよりも、犯罪が起こっているし、駅ではそんなに犯罪は起きないと思いますよ。逃げるルートとして駅があるのかもしれませんけども、どっちかといったら竹原で電車を使って逃げる人がいるのかなという思いもあります。防犯カメラ、監視カメラ、交通安全のカメラというふうに、どのカメラも、今車にもついていますけども、いろんなカメラを使って犯罪者を捕まえたということだったように聞いています。それからすると、この大変高額なカメラ2台よりも、私個人はですよ。私の考えでは、忠海にも既に監視カメラなる防犯カメラみたいなのが道沿いに、何か所かついているのです。自治会がやったり防犯組合がやったり。それは痴呆があるのだと思いますけど、痴呆系の方がいなくなって捜すときに効果があるということで、国道沿いにつけています。

それも含めて、この竹原市が設置管理すると高くつくし台数も少ない。それよりも、私が提案させていただきたいのは、この自治会とか防犯組合というものがありますから、協働のまちもあります。そういうところに補助金を出して、SDカードでいいではないですか。3万円、5万円であるのですよ。そういったものを数つけていただいて。それも、そこに住んでる方がつけたほうが、どこが効果があるかというのが分かりやすいのだと思うのですよね。そんなのはもうお任せして、竹原市が管理しなくても、事件があったときにはそのSDカードを抜いて1週間分見るとかというのができるらしいので、そういう活用の仕方はどうなのかなという思いなのですよ。

今のこの感じで、70万円のを100個なんかつけられないと思いますよ、予算的に。

竹原市の予算は厳しいです。それよりも、何なら、もう個人の家に、補助金を出すのでつけてくださいと、玄関に全部つけてもらえばいいではないですか。そういう方向も考えられたほうが、防犯という形においては、交通安全も含めて、安全なまちになっていけるのではないのかなと思うのですけども、そのあたりの見解をお聞かせください。

委員長（堀越賢二君） 危機管理課長。

危機管理課長（岡元紀行君） 先ほど御質問ありましたように、地域ぐるみの防犯活動ということになろうかと思います。本市内におきましては、その防犯の進める団体といたしましては、防犯組合ですとか自主防災組織、自治会と、こういった団体があるかと思っています。そういった団体への設置の補助というものがまず第一に考えられようかと思っています。県内を見ましても、多くはないのですけれども、私どもの把握する中では6市が防犯カメラの設置補助を行っていきまして、こうした導入事例も参考にしながら、設置についての補助についても対応をただいま検討を進めているところでございます。

制度の中身については、今後検討ということにはなりますけれども、そういった形で、地域の中で設置して効果のある場所というところに、我々では分からない場所というところには地域が設置していただくべきであろうかと思っていますので、そういった対応についても進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（堀越賢二君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 防犯灯もそうですね。明るくなったり色を変えたり、いろいろ防犯効果があるということで、地域の人が場所も決めてやっけていただいています。そういうところを、自治会があるのですから、自治会長さんも立派な方がいっぱいおられますから、相談しながらお任せしてね。お任せと言ったらいけないね。一緒になってそういう安全なまちをつくるということで、ぜひお願いします。

以上です。

委員長（堀越賢二君） 松本委員。

委員（松本 進君） 私も、防犯カメラのことでちょっとお尋ねしておきたいのですが。

いろいろ今質疑が出ました。それで、一つは、市が設置、管理、運営をするということで、特に運用に関わって、個人のプライバシーの問題をどうするのかなということで確認をちょっとさせてもらいたいということで。

特に、さっき言った、いろんな防犯活動、そういった抑止ということでは、こういった必要性は私も認めるのですけども、あと例えば今2か所のことで往来を確認できるという

のがちょっとありましたから、一つ、さっき言ったプライバシーの保護はきちっと担保しないといけないということで、例えばさっきのような犯罪とか、そういったときに警察と連携を取りながら確認するよというような、そういった活用のマニュアルといいますか、運用のマニュアルみたいなのがきちっとないと、そういったプライバシーの保護の担保ができないのではないかなという、ちょっと気になるので、その確認を求めている。

委員長（堀越賢二君） 危機管理課長。

危機管理課長（岡元紀行君） 防犯カメラについては、先ほど御質問ありますように、犯罪捜査や未然防止、こういったところへの効果はあるものと認識をしています。ただ、一方では、公道など、こういったところに設置をする場合、不特定かつ多数の人が利用または往来する施設、またそういった場所を撮影することが想定されます。また、私的な空間が撮影されるというおそれもあることから、適切な場所を設定するなどの配慮が必要であります。その上で、カメラの適切な効果が得られるよう、設置及び運用に関する規定を設けまして、適切な管理を行うことが必要であろうと考えています。当然、地域が設置される場合におきましても、一定の規定を設けていただいた上で運用をしていただくといったものは必要であろうと考えていますので、設置の際にはそういったものも併せて整備してまいりたいと考えています。

以上です。

委員長（堀越賢二君） 松本委員。

委員（松本 進君） 運用マニュアルといいますか、犯罪抑止ということを目的でやられるということですから、特に、先ほどの繰り返しになりますけれども、そういう一つのマニュアルがあって、こういったところしか、こういった分は警察との連携があって、しか活用しないよというのは一つの例ですけども、そういったきちとした担保でやらないと、いろんな乱用されるという危険性があるので、そこはぜひとも特に注意してもらいたいと、ちょっと意見だけにさせてもらえれば。

委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） この防犯カメラにつきましては、先ほど大川委員からもありましたように、委員会としての調査事項等々にもなっています。今後の委員会において、外部講師を招いての講習ですとか、そういったようなこともやってまいりたいと考えています。

ので、その折には、また先ほど委員の皆さんから出ました意見等々を参考にして、こういったようなものが効果的なのか、必要なのかといったような勉強もしてまいりたいと思います。

それでは、ないようですので、次に参ります。

議案第76号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第77号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、議案第78号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案、議案第79号竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案、議案第80号竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、以上5議案につきましては、関連がありますので一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（品部義朗君） それでは、議案の第76号から第80号につきましては、人事院勧告に伴います条例改正でございますので、一括で説明をさせていただきます。

まず、資料の説明に入る前に、一応今回の人事院勧告に関する条例におきましては、例年ですと当初で条例を提出させていただくところでございます。追加という形になった経緯について、ちょっと簡単に説明をさせていただきます。

まず、地方公務員の給与改定の部分につきましては、本市のように人事委員会が置かれていない自治体につきましては、国の取扱いあるいは都道府県の人事委員会の勧告を受けて給与方針が決定して、議会の議決により条例改正するというのが一般の流れになっています。今回につきましては、毎年大体8月ぐらいに人事院勧告というのが出されます。その後、人事院勧告の取扱いについて閣議決定を受けて、それに合わせて総務副大臣の通知というものが来ます。そして、その中に、地方公共団体における給与改定の実施について通知があります。これに基づいて判断をしているところでございます。

従来でありましたら、一応、地方公共団体の職員の給与改定の実施につきましては、国の給与法の改正の措置をもって行うべきという形で、国に先行して行うことがないようにというような流れでございましたけれども、今年度につきましては、国の給与法の改正が、国会提出が例年よりちょっと遅れているということから、今年度の総務副大臣の通知の中でいきますと、内容としましては、国における給与法の改正を待って行うことを基本

としますけれども、国における給与法の改正の動向を踏まえつつ地域の実情を踏まえ適切に判断することというような、表現が今年はちょっと変わっているということを踏まえまして、県内自治体の状況等も勘案して、追加という形で提出をさせていただいているという内容でございます。

そのことから、一応、国の給与法の改正につきましては、12月9日の日、今週月曜日に国会のほうには提出されているということも踏まえまして、施行期日につきましても、規則という形で、今までですと、もう国の給与が大体成立していますので、公布の日からという形になっていますが、規則で定めることによりまして、国の給与法の成立を待って施行するという形を取らせていただきたいというふうに思っています。

それでは、別紙資料の内容について説明をさせていただきます。

まず1番目の要旨につきましてですけれども、一応国家公務員の給与に関する人事院勧告というものを踏まえまして、国及び近隣自治体の状況を鑑みまして、人事院勧告に沿って給与、期末手当及び勤勉手当を改正するものでございます。

まず、2番目の人事院勧告の概要につきましてですけれども、今回は令和6年4月実施分についてのみ条例改正するものとなっています。

概要としましては、まず1番目としまして、月例給につきまして、官民格差というものを解消するため給与月額を引き上げるというふうな内容になっています。その具体的なものとしましては、初任給を大幅に引き上げるということと、若年層に特に重点を置きつつ全ての職員を対象にして給与を引き上げるというふうな内容になっています。

(2) 番目のボーナスにつきましては、民間の支給割合、年間4.6か月に見合うように年間支給額を0.1か月分引き上げまして、引き上げた分につきましては均等に配分するというような形になっています。一般の職員の場合の支給月額については、表のように6年度、7年度という形で、このような形で引き上げるように勧告を受けています。

なお、人事院勧告のうち、令和7年度分実施というものがございます。こちらにつきましては、給与の制度のアップデートということで、地域手当あるいは扶養手当あるいは再任用職員の手当拡大とか、いろいろ等々ございますけれども、こちらにつきまして令和7年、来年の2月定例会で条例の提出を今予定としているところでございます。

次に、3番目の、それに対する本市の対応でございます。

まず1番目としましては、一般職の給与を引き上げるということで、今こちらにつきましても、大卒の初任給につきましても2万3,200円引き上げるとともに、若年層を重

点にして給与月額を引上げを行ってまいります。

(2) 番目の期末手当あるいは勤勉手当の支給月額の改定についてでございますけれども、一般職につきましては、期末手当、勤勉手当の年間支給額を0.1か月分引き上げると。あと、特別職あるいは市議会議員の期末手当の年間支給月額を0.1か月分引き上げます。再任用職員の期末手当あるいは勤勉手当の年間支給月額を0.05か月分引き上げることとしています。

(3) 番目の会計年度任用職員の給与改定につきましては、本市の一般職の給与改定に準じて、給与月額あるいは期末勤勉手当の年間支給月額の引上げを行うものでございます。

それでは、4番目の条例改正の内容について説明をさせていただきます。

まず、(1)番目の議案第76号の竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

こちらにつきましては、2点ございまして、職員の給与表の給与月額を若年層を重点に置きつつ引き上げるものでございます。期末勤勉手当の年間支給割合は、それぞれ0.05か月分、再任用職員につきましては0.025か月分引き上げるということで、常勤職員につきましては、これまでの4.5か月分から4.6か月、再任用職員につきましては2.35か月から2.40分に引き上げるというふうになっています。

内容につきましては、下の表になりますけれども、網かけしているところが今回改正する部分となっています。

では、2ページ目をお願いいたします。

施行期日につきましては、令和6年度分につきましては、先ほどこっちと説明させていただきましたように、規則で定める日から施行させていただきます。給与表につきましては令和6年4月1日から、期末勤勉手当のうち令和6年度分の実施につきましては令和6年12月1日から適応とさせていただきます。令和7年度分につきましては令和7年4月1日から施行させていただきます。

次に、(2)番目と(3)番目となります議案第77号及び議案第78号につきましては、期末手当の年間支給割合を0.1か月分引上げ、これまでの4.50から4.60に引き上げるというものでございます。

内容につきましては下の表になります。

施行期日につきましては、令和6年度分につきましては令和6年12月1日から適用す

ると、令和7年度分につきましては令和7年4月1日から施行するというふうな内容になっています。

4番目の議案第79号のパートタイム会計年度任用職員の部分につきましては、竹原市の一般職の常勤職員の給与改定に合わせまして、パートタイムのいわゆる給与の基礎月額について改定をするとともに、期末勤勉手当につきましても、常勤職員の規定をそのまま準用させていただきまして、4.5から4.6か月となります。

施行期日につきましては、会計年度パートにつきましては、1週間当たりの正規の勤務時間が15時間半未満とまたは6か月未満の場合については令和7年4月1日としますが、これ以上の条件を満たしている方につきましては令和6年4月1日から適用させていただくということになります。

次に、(5)番目の議案第80号のフルタイムの会計年度任用職員の給与につきましては、パートタイムと同様に、一般職の常勤職員の改定後の給与表ということで、こちらにつきましては、一般職の1級及び2級の給与表をそのまま採用していますので、常勤職員の改定に合わせて改定するものでございます。

あと、期末勤勉手当も、先ほどのパートタイムと同様に、一般職の常勤職員の規定をそのまま準用させていただきまして、これまでの4.5か月から4.6か月にさせていただくものでございます。

施行期日につきましては令和6年4月1日からの適用となります。

簡単ですが、議案第76号から第80号までについては以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

道法委員。

委員（道法知江君） 追加議案の第80号についてお伺いさせていただきたいと思います。

フルタイムの会計年度の給与改定についてお伺いさせていただきたいと思うのですが、これは例えば民生なら民生、それから建設なら建設、総務、教育とか、それに携わっている方の人数を教えてくださいと思います。

委員長（堀越賢二君） 総務課長。

総務課長（品部義朗君）　まず、フルタイムの部分につきましては、１３名、今現在職員として働いていただいています。その内容につきましては、こども園に勤務します保育教諭及び給食調理員というふうな形になっています。

以上でございます。

委員長（堀越賢二君）　松本委員。

委員（松本　進君）　今説明があつて、議案第７６号から第８０号までの件で、今第８０号については人数の件が言われましたけれども、ちょっと聞きたいのは、この月額とかボーナスとか改定で、それぞれの議案でどれだけ影響額があるのかなというのを、第７６号以降をちょっと教えていただきたいのと。それで……。

委員長（堀越賢二君）　後から聞きましょうか。影響額を聞きましょうか。

委員（松本　進君）　分かりました。

委員長（堀越賢二君）　影響額について。

総務課長。

総務課長（品部義朗君）　まず、議案第７６号の一般職員に関する部分についてでございますけれども、一般職員の部分につきましては、まず給与改定に伴うものについては約２，８００万円、期末勤勉手当につきましては約９２０万円の影響でございます。

議案の第７７号の市議会議員の部分につきましては５９万２，０００円、議案の第７８号につきましては、特別職につきましては２４万１，０００円ですか、影響がございます。あと、議案第７９号のパートタイム及びフルタイムの会計年度任用職員につきましては約５，５００万円程度の影響となっています。

以上でございます。

委員長（堀越賢二君）　松本委員。

委員（松本　進君）　今言われた増額の影響額で、その財源はどうなるのか、ちょっと教えてもらえますか。

委員長（堀越賢二君）　総務課長。

総務課長（品部義朗君）　後ほど補正のほうでも説明があると思います。基本、一般財源で対応することとしています。

委員長（堀越賢二君）　財政課長。

財政課長（大川真功君）　基本的には一般財源ということになりますが、国のほうからいろんな今通知が来ていまして、例えば財政課で把握できているものと、結局一般財源

にはなるのですが、地方交付税の算入を予定しているということで、再算定という形で今鋭意算出をしています。今来ているのは、令和6年度に限りというような表現で、給与改定費（仮称）と、こういったものを設けますというような通知が来ています。額については、今算定中でございますので、なかなかちょっと申し上げることができないのですが、またこういったことで全国、算定をしていくようになると思います。

以上でございます。

委員長（堀越賢二君） 松本委員。

委員（松本 進君） 今ちょっと財源のことで確認したいのは、地方交付税で算入ということで、100%全部一般財源かなと思っていたのですが、100%でなくて、その中の、通常、ちょっと私の勘違いがあれば訂正してほしいのですが、一般財源で給与の改定、上げるよということで、基準財政、交付税措置の分の需要額ですか、例えば100万円があつたら、その100万円を全部一般財源でなくて、100万円の70%は交付税で来るよというような、年次で来るのかというような理解でよろしいのでしょうか。

委員長（堀越賢二君） 財政課長。

財政課長（大川真功君） 今、具体的な算出方法もまだ定められているわけではないのですが、一般的な考え方を申しますと、地方交付税については、都道府県と、ごめんなさい、都はありませんので、広島県と例えば市内、市町で分かれています。例えば、竹原市でいいますと、消防費から始まって、港湾費、道路橋梁、以下ちょっと続いて、福祉部門、教育部門となるのですが、さらにその中に細かく分かれていまして、単位費用というものがあります。これまでも御説明をしてきたかと思うのですが、その単位費用の中で、例えば10万人平均のまちだったらということで、例えばこの職責の方が何人とかということで、職員合計何人というふうに示されています。こういったところに影響が出てこようかと思うので、算出方法がちょっとどうなるかは分かりませんが、一般的にはそういったことで基準財政需要額に算定をされています。そこにさらに、市町の団体規模によっては補正係数というものがかかってきますので、なかなか詳細、精緻な数字を出すということが難しいかなというふうには考えています。

以上でございます。

委員長（堀越賢二君） 松本委員。

委員（松本 進君） ますますちょっと分かりにくくなるのですが。

ざっくりというのでお伺いして、確かに細かい算定を今聞いているわけではなかったの

ですが、私の思いでは、そういった１００％市が持つ分に対して、そういう基準財政需要額のそれがあるとしたら、その７０％分があるかなと、交付税措置になるのかなという思いでちょっと確認したものですから、全く違っているという意味ならちょっと答えていただきたいのですが、どうでしょうか。詳しい分でなくてね。

委員長（堀越賢二君） 分かりやすくといいますか、説明は受けているのですが、詳しい説明は難しいと思いますので、簡潔によろしくお願いいたします。

財政課長。

財政課長（大川真功君） 今、人件費が率、パーセントでということではございましたが、地方債の算入とは違って、人件費の場合はちょっとパーセントで示すことは難しいというふうに考えています。

以上でございます。

委員長（堀越賢二君） 松本委員。

委員（松本 進君） それでは、ちょっと別の、フルタイムのところで、今１３人という、保育士というのがちょっとありましたけれども、ちょっと気になるのは、このいろいろ市の条例をちょっと見ていると、職員給与条例とかフルタイムの会計年度職員の条例がちょっとあって、確かに常勤職員の分で給与の種類というところでいろいろ業務の手当があって、それでフルタイムのほうは、一部ないといいますか、カットしてあるのがあって、それはいろいろ雇用条件が違うのかなと、ちょっとざっくりの言い方になると思うのですが。

それで、私がここでちょっと確認したかったのは、今この議案８０号のフルタイムの分の適用は、保育士と調理員とかというのが１３人分と言われましたけれども、このフルタイムの雇用条件から正規職員への、ほとんど実際的には時間的にもフルタイムの状況なので、雇用形態がフルタイムから常勤職員への雇用に変更といいますか、その条件を改善するというのはできないのかなというのをちょっと確認をしておきたい。

委員長（堀越賢二君） 松本委員、その件については、フルタイムはフルタイム、そういうふうに分けて、フルタイムはこうだということで第８０号の出ていますので、先ほどの質疑のほうはなしといたします。よろしいでしょうか。

委員（松本 進君） はい。

委員長（堀越賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君）　ないようですので、次に参ります。

議案第 8 1 号令和 6 年度竹原市一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

財政課長。

財政課長（大川真功君）　それでは、お手元に概要資料が示されていると思いますが、こちらに沿って説明をさせていただきます。

このたびの補正予算案につきましては、人事院勧告を考慮した改定及び令和 6 年 4 月 1 日付の人事異動等に伴い、人件費の過不足をほぼ全款にわたり調整することが主な内容となっています。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 8, 1 6 3 万 6, 0 0 0 円を追加し、総額を 1 7 3 億 6, 1 8 6 万 4, 0 0 0 円とする内容となっています。

歳出の補正内容につきましては、議会費、総務費、民生費、農林水産業費、商工費、消防費、教育費において追加計上し、衛生費、土木費において減額計上を行うものであります。その概要につきましては 3 ページに記載しています。こちらにつきましても、今先ほど総務課長が御説明した内容を踏まえてのものになりますので、詳細については省略をさせていただきます。

1 ページ目に戻っていただきまして、上の表の歳入でございます。

歳入の補正内容につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金、繰越金を追加し、県支出金、諸収入を減額した上で繰入金を歳入予算に計上することで、最終的な収支の均衡を図っています。

以上で一般会計の補正予算案の説明を終わります。

委員長（堀越賢二君）　これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君）　ないようですので、次に参ります。

説明員を入れ替えますので、暫時休憩いたします。

時間が時間ですが、昼の間は取らずにそのまま続けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午前 1 1 時 2 3 分　休憩

午前 1 1 時 2 7 分　再開

委員長（堀越賢二君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案第70号道の駅たけはらの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画部長。

企画部長（國川昭治君） それでは、企画部産業振興課の案件でございますが、議案第70号道の駅たけはらの指定管理者の指定についてでございます。

それでは、別紙の資料を用意させていただいておりますので、別紙資料によりまして説明をさせていただきます。

道の駅たけはらに関わる指定管理者の選定にあつては、道路の利用者に対し良好な休憩場所を提供し、地域情報の発信及び地元産品の販売による地域活性化に寄与するとともに、地域の防災拠点として市民の福祉の向上に図ることを目的とした提案を求め公募した結果、次のとおり指定管理者の候補者を選定したものでございます。

1番の候補者につきましては、名称が道の駅たけはらコンソーシアム、代表団体、株式会社いいね竹原、構成団体は一般社団法人竹原観光まちづくり機構となっています。株式会社いいね竹原は、現指定管理者としての豊富な経験とネットワークを生かし、道の駅たけはらの運営全般を担い、一般社団法人竹原観光まちづくり機構は、特に観光分野のコンテンツ開発や国内外へのPR、ふるさと納税の商品企画力を生かし、道の駅物販ラインアップの充実を担っていくこととしていて、このような役割分担により観光振興の促進や施設利用者の増加を図ることとしています。

続きまして、2の指定期間でございますが、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5か年となっています。

次に、3の選定委員会の開催状況についてでございます。

第1回目を令和6年8月8日木曜日に開催し、審議内容は募集要項等の説明、選定基準等の確認でございます。第2回目は、令和6年10月11日金曜日に開催し、審議内容は2次審査の実施、指定管理者候補者の選定を行っています。第3回目は、令和6年11月27日水曜日に開催し、審議内容は指定管理者候補者の選定を行っています。

次に、4の選定方法についてでございます。

募集方法については公募としています。募集状況については2事業者でした。

3、審査経過についてでございます。

9月26日から公募を開始し、10月3日まで応募書類の受付を行ったところ、1事業

者から応募がありました。１０月１１日に選定委員会を開催し、指定管理者候補者の選定を行いました。基準点に達せず、不採用となりました。その後、１１月１２日から再公募を開始し、１１月１９日まで応募書類の受付を行ったところ、２事業者から応募がありました。１１月２７日に選定委員会を開催し、申請者によるプレゼンテーションをそれぞれ受け、各審査基準に従い審査、採点を行った結果、指定管理者候補者として選定することと決定したものです。

提案内容につきましては、道の駅たけはらのコンセプトを地域の魅力再発見、竹原と世界をつなぐ交差点として、売店については、高齢化や人口減少により特に生鮮品の地元出品者確保が年々困難となってきたことから、委託販売だけの出品ではなく、自社仕入れも選択肢の一つとして考えていることや、売りたい農産物を委託生産していただくなど、出品者の開拓や育成を推進する。また、売場を新商品のテストマーケティングの場として活用することで、単なる小売店ではなく、地元産業のインキュベーション施設として生かしていく。また、レストランについては、市内産の食材を中心としながら近隣市町や県内産の食材を取り入れ、料理のバリエーションを増やすとともに、売店の出品者が納品される食材を活用することで、出品者の売上増とフードロス対策につなげる。そのほか、道の駅を拠点とし、誘客や消費行動につながる効果的な事業や商品企画、情報発信について、竹原観光まちづくり機構を主体とし、データ分析などマーケティングを実施し、持続可能な観光振興策、まちづくり施策に取り組んでいくなどの提案がございました。

選定に当たっては、選定委員会において、指定管理者としての適性、事業計画の有効性、事業計画の経済性、事業計画の適正性の４項目の審査基準により、各社からプレゼンテーションを受け採点を行っていただいています。

次に、５の選定委員の構成でございます。

構成委員につきましては、委員長を竹原市副市長、委員として建設部長、そのほか、学識経験者２名、金融機関１名、地元事業者１名、地元利用者１名、計７名とし、なお採点に当たりましては、副市長と地元事業者は、構成団体の理事で利害関係者であることから、採点には参加していないところでございます。

今後のスケジュールについてでございます。

今期定例会におきまして、新指定管理者の指定議案のほうを上程させていただいているところでございます。議決をいただきましたら、令和７年１月上旬に新指定管理者の告示、新指定管理者への指定通知送付、１月下旬に基本協定を締結いたしまして、令和７年

3月下旬に令和7年度の協定を締結、令和7年4月から新指定管理者により管理運営を開始するものとなっています。

なお、議案にあります根拠法令につきましては地方自治法第244条の2第3項及び第6項となっています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

委員長（堀越賢二君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

また、担当課長欠席のため、本日の説明員は企画部長となっています。よろしくお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） 先ほどは失礼いたしました。

それでは、お聞きします。

まず、今回、令和6年11月27日に候補者の選定を行った。これは第2回目ということになっていると思いますが、その2事業者というのは竹原市内の事業者ということでよろしいですか。

委員長（堀越賢二君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 第2回目の選定委員会につきましては2業者ということでございますけど、1社については今回の候補者、もう1社については市内事業者でございました。

以上でございます。

委員長（堀越賢二君） 川本委員。

委員（川本 円君） ありがとうございます。

それと、私の記憶がちょっと曖昧なので間違っていたら指摘していただきたいのですが、第1回目、令和6年10月11日に第1回をやって、そのときはA事業者1社のみで、ここに書いてあるように、基準点に達せず不採択、採用されなかったというふうなお話を以前委員会のほうで報告を受けています。恐らく今回も、そのAという事業者が2回目も申し込まれて今回の採用に至ったとは思いますが、まずその基準点が達しなかったのがどのように基準点に達したかというのは、言える範囲で結構です。教えていただけませんか。

委員長（堀越賢二君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 1 回目の選定委員会のほうで各委員さんのほうがいろいろ質問あるいは指摘をされていまして、その内容を修正されたもので、2 回目の選定委員会については、修正された提案書に基づきまして具体的に提案されたという内容でございます。

こういった点が修正箇所かという点でございますが、まず道の駅のお客さん、いわゆるターゲット層について、1 回目に比べ整理をされているという部分と、また事業計画等についても意見を踏まえまして修正をされているという点が主な点だったと思っています。

以上でございます。

委員長（堀越賢二君） 川本委員。

委員（川本 円君） 分かりました。

先ほどの部長の説明の中にDMOという話が出てきていました。

コンソーシアムの中にDMOも絡んでくるというお話なのですが、具体的に、先ほどマーケティングというお話がありましたが、マーケティング以外にそのDMOが絡む事業というのはこの中に含まれているのですか。

委員長（堀越賢二君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 道の駅は、皆さん御存じかと思いますが、2 階のほうが観光関連の情報発信コーナーもございますので、こういった点についてはDMOと連携して取り組んでいくということで提案を受けているところでございます。

それぞれの役割分担についても、DMOといいねがそれぞれこういう役割で行っていきますというものを提出いただいていまして、先ほどの繰り返しにもなりますけども、観光振興に関する業務については、主にはDMOも関わりながら2 社で連携しながらやっていくという内容でございます。先ほどございましたように、マーケティング等の戦略策定については主にDMOが取り組んでいくという提案内容になっています。

以上でございます。

委員長（堀越賢二君） 松本委員。

委員（松本 進君） ちょっとこの件でお尋ねしたいのは、先ほど1 回目の分の不採用とか2 回目のを採用したというのがあって、具体的な一つ評価する基準点といいですか、基準点で採用不採用があると思うのですが、基準点が1 回目、2 回目、一緒だと思うのですが、その基準点を教えていただいて……。

委員長（堀越賢二君） では、まずそこを聞きましょうか。

委員（松本 進君） まずそこから。

委員長（堀越賢二君） 基準点について、それぞれよろしく願いいたします。

企画部長。

企画部長（國川昭治君） 基準点につきましては、1回目も2回目も同様でございます。委員全体の総点数の6割以上ということで基準点としています。

以上でございます。

委員長（堀越賢二君） 点数と数字をお願いします。

企画部長（國川昭治君） 第1回目が、300、合格点については、6人。失礼しました。満点が600点でございますので。

委員長（堀越賢二君） もう一度。

企画部長（國川昭治君） 満点が600点でございます。その6割ということでございますので360点が合格ラインでございますけども、1回目の審査ではこの360点を少し下回ったという状況でございます。すみません、点数については、公表させていただいてませんので、そういう形でお願いしたいと思います。

2回目の審査につきましては、同様に満点600点で、基準点、合格点が360点でございますが、候補者は380点、もう1社につきましては311点という状況でございます。

以上でございます。

委員長（堀越賢二君） よろしいですか。

委員（松本 進君） ちょっと確認になるのですが……。

委員長（堀越賢二君） 松本委員。

委員（松本 進君） すみません。

基準点は両方で一緒に、満点が600点のうちの6割で360か。そのうちで、今2回目の分が、A社が380ですから超えていますよね、基準点を、合格ラインですか。あとは、もう一つのB社か、それが311で、不採用といいますか、ということで、先ほど同僚議員の質問で、2回目で改善してあったということで、その内容が、お客の分とか事業計画というのは、例えば事業計画であつたら、売上げを高かったのが下げるとか、そこらの事業計画の変更の主な内容とか、お客の整理というのがどういう意味なのかなというのをちょっと教えてもらえますか。第1回と2回目で修正して合格といいますか、修正したということでしたけれども、一つは、その修正の内容は、お客の数というのか、お客のことと言われたので、お客のことのその出入りの数なのかどうかを含めて、その確認等で。

2点目は、事業計画と言われたから、事業計画、例えば売上げがこれだったのが下げて修正したのか、ちょっとそこらの事業計画の変更の内容、そこをちょっと教えていただければと思いました。

委員長（堀越賢二君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まずターゲット層でございますけども、ターゲット層につきましては、1回目については、地元のお客さんという部分もございますけど、観光のお客さんをメインにというような提案をプレゼンテーションでされたというところでございましたけども、第2回目については、経営的安定基盤として地元の利用者の方と、また観光で来られる方、両者をターゲットとしていきたいというような内容で、少し内容のほうが見直しをされていたということでございます。

また、事業計画等については、レストランの運営の方法について見直しをされていたり、緊急時の対応のほうについても提案内容を修正されてきているというようなところでございます。

以上でございます。

委員長（堀越賢二君） 松本委員。

委員（松本 進君） 確認で、今お客のことで、地元と観光客というのか、市外の方ということでしょうけど、ですから当初の1回目よりは、例えば地元のお客の、地元の利用というのですか、それを上げたのか下げたのかというのが分かりやすいでしょうから……。

委員長（堀越賢二君） 上げたのだと思います。

委員（松本 進君） 上げたのだとは思いますが、そこらの確認と、2回目の事業計画についても、先ほど変更というのがあって、それをこの売上げの分で下げて採用しやすくなったのかどうか、そこらは分かりますか。

委員長（堀越賢二君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） ターゲット層については、どちらを何割という数字的な部分はありませんでしたけども、利用者として、第1回目も第2回目も地元利用客または観光客というキーワードが出ていましたけども、説明の中で、1回目では主として観光客のほうをターゲットにしているような……。

失礼しました。

1回目は、メイン客は地元のお客さんということでございましたけども、2回目については、地元利用者とサブターゲット、経済効果ということで、地域内外から訪れる観光客

ということで、両方を取り組んでいきたいということの説明でございました。

以上でございます。

委員長（堀越賢二君） 担当課長でないの、部長に答弁いただいているので少しあると思いますが、根本的なところですので、その部分の説明は間違いのないようにお願いしたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

高重委員。

委員（高重洋介君） 道の駅について、すみません、質疑をさせていただきます。

最初に、前任者の経験を生かした、いいね竹原にということで部長さんが言われましたが、でもこれ、1回目は審査は通っていないではないですか。全然前任者の経験が生かされたとは思えないのですが、その辺についてお聞きします。

委員長（堀越賢二君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 確かに、約5年間、現在指定管理者として運営いただいているというところではございましたけども、提案内容について審査の過程で、市の求めている水準には至っていないというところで、そういった判断になったものと考えています。

委員長（堀越賢二君） 高重委員。

委員（高重洋介君） その市の求めている判断というところなのですが、この1回目のプレゼンと2回目のプレゼンの内容が我々には分からないわけではないですか。1回目で駄目だった。その中で審査委員のほうからいろいろな指摘があったと。その指摘を踏まえて2回目ということではないですか。でも、これ、2社目の人は、1回目に入っていないからかもしれません、そういう指摘は受けていないわけですよね。その指摘の中に、全く内容は分からないのですが、1回目からDMOと一緒に協力してやっていくというものがあつたのか、2回目になってDMOと一緒にやっていくというふうになったのか、その辺を教えてください。

委員長（堀越賢二君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 提案については、1回目も2回目も同様な構成で提案をいただいているところであります。

委員長（堀越賢二君） 高重委員。

委員（高重洋介君） では、1回目と2回目で、どの部分でその採用が決定したのか、主な決め手ですよ、違い。また、もう一つ、すみません、指定管理料も上がっていますよ

ね。その辺の理由を教えてください。

委員長（堀越賢二君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、指定管理料のほうを先に答弁させていただきますけど、指定管理料については、以前が750万円と消費税ということでございましたけども、今回につきましては825万円の消費税ということで増額をしています。この内容につきましては、物価高騰等ということがございますので、この現在の数字に置き換えた形で試算をさせていただいたところ、指定管理料が上昇したというところでございます。

また、提案内容等については、点数というものを、今回、4項目のうち、指定管理者としての適性という部分と事業計画の有効性という部分が少し点数が厚めということで評価点とさせていただいていたところですけども、こういった点で評価が前回と変わっているというふうに考えているところでございます。

委員長（堀越賢二君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 前任者の5年間の経験が生かされていないなと思う部分が、たった1か月の期間の間で採用されるという、何とも難しい部分があるのですが、海の駅に関してはある程度のプレゼンの内容が示されたと思うのですよね。例えば、2号線のホテルを、将来的にはそこを拠点にしたいとか、そういったものがあつたわけですよ。でも、この道の駅の場合は、そのプレゼンの内容、重要な部分が全然見えてこないのですよね。そういったものはオープンにされないのですか。

委員長（堀越賢二君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 提案内容ということでございますけども、今後こういった内容でやっていくかということについては、基本協定また年度協定の中でこういったことに取り組んでいきますということで、今後、指定管理者候補者と調整する中で固まってくるということになりますので、そういった形で整理をさせていただくこととしています。

委員長（堀越賢二君） 高重委員。

委員（高重洋介君） なかなか判断しにくい部分があるのかなとは思いますが、しっかりとこれまでの経験を生かして頑張っていただきたい。本当にコロナの中で大変な時期に、このたびまた新たに受けていただいた。とにかく前向きに頑張っていただきたいのですが。

最後に一つ、1回目の審査と2回目の審査の間に代表者が替わられましたよね。それは今回のこの件が関連あるのかどうか、もし分かっていたら教えてください。

委員長（堀越賢二君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 法人の代表者の変更ということについては、法人内の取締役会の中で決められたことでございますので、本市においてはその変更の理由等については把握していないところでございます。

以上でございます。

委員長（堀越賢二君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 1点ちょっと補足をさせていただきますけれども、1回目と2回目というか、特に1回目の中で提案者のほうからの説明につきましては、いわゆる提案の資料というものを提案者として出されているわけですが、その話と実際にプレゼンテーションという形の中でパワーポイントを使って説明をされた内容が全く違う。パワーポイントは提出された資料と全く違う形で説明をされたので、提出内容についての説明がまずもってなかったということも一つあると思います。

それとあと、いわゆる検討中だったり、これからこういうことをやりたいとか、こういうことをしたいと思っていますというようなところが結構内容的には多くて、ところがそれについても御説明がなかったので、余計に現実性というか、実施されるかどうかの内容が、そこが不確定というところもあって、そこでなかなか各審査委員の方もちゃんとできるのだろうかというところがあったのだろうというふうに思います。

もう一つ、先ほど申し上げたとおり、いわゆるターゲットという部分は、これは御承知のとおり道の駅でございまして、国交省の補助も入った、いわゆる道路利用者というところも当然ありますし、我々とすれば、あの位置でございまして、当然町並み保存地区という大きな観光地の玄関口というところであって、そういう観光客あるいは道路利用者というのも一定にはそのターゲットという形になると思いますが、そのところが、確かに経過とすれば、前回の指定管理の期間の中で大幅にコロナでお客さんが非常に少なかった時期というのが結構占めているということで、そこに対して周辺の皆さんが、いろんな野菜だとかを含めて地元産品を買っていただいたことで経営上助けられたというところは確かであるのですが、ただそうは申し上げましても、今の状況、コロナも一定で収まっているこの状況の中でメインターゲットは何かというと、そこは少し、地元客も当然大事にする必要もあるとは思いますが、観光客というものも当然ターゲットとして考えていただきたいというようなこともあったのだろうという、これはあくまでも各審査委員さんがつけられた部分でございますけれども、若干そういう点があったのではなかろうか

というふうに考えています。

委員長（堀越賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） ないようですので、それではここで委員による質疑を一旦保留として、暫時休憩いたします。

説明員は退室願います。委員の方はそのまま自席でお待ちください。

午前11時55分 休憩

午前11時56分 再開

委員長（堀越賢二君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員及び委員外議員の方で会議規則第117条第1項及び第2項の規定に基づき、委員外議員の出席要求または発言の申出のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） なしと認めます。

ここから付託議案に関して委員間討議を行ってまいります。

これまでの議案説明、質疑、答弁を踏まえ、付託議案に対する意見、今後の審査方向性など発言のある方は挙手にてお願いいたします。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 僕がちょっとよく分かっていないのかもしれませんが、確認なのですが、今答弁された確認で、道の駅の入札は2団体ありました。

委員長（堀越賢二君） 最終的には。

委員（大川弘雄君） 1回目は置いといて。2回目の2団体は、いいね竹原とDMO。

委員長（堀越賢二君） ほかに市内業者。

委員（大川弘雄君） いいね竹原とDMOがセットになったJVのものとか竹原の業者。

委員長（堀越賢二君） だと思います。

委員（大川弘雄君） この竹原の業者というのは、いいね竹原ではないのですよね。

委員長（堀越賢二君） 別事業者ということですから。

委員（大川弘雄君） ですね。

委員長（堀越賢二君） はい。

委員（大川弘雄君） けど、前、バンブーのときに、1対1でやって負けたほうがこっち

にくっついて勝ったりしていたので、そんなことはないのですよね。

何か名前を言わないので、いいね竹原なんではないのですか、これは311点。

委員長（堀越賢二君） 道の駅たけはらコンソーシアムが……。

委員（大川弘雄君） それは380点、JVよね。

委員長（堀越賢二君） はい。

委員（大川弘雄君） もう一個のほうはいいね竹原なのではないのですか。

委員長（堀越賢二君） 全然違います。

委員（大川弘雄君） 違うの。

委員（高重洋介君） それは全く違う。

委員（大川弘雄君） では、いいです。

委員（高重洋介君） それの中でも、DMOといいね竹原が……。

委員（大川弘雄君） 一緒になった。

委員（高重洋介君） という話をしていたのです。

委員（大川弘雄君） それならいいです。

僕は、ずるいやり方で、これとこれがいるけど、僕一人のもいるんよみたいなやり方を
されたら困るので。

委員長（堀越賢二君） もう一事業者の名前が出ればはっきり分かる答弁だとは思うので
すけど、その部分においては、両方市内業者だったということで、片方はコンソーシアム
で団体がいいね竹原さんとDMO。

委員（大川弘雄君） これは名前は出してはいけないことなのか。

委員長（堀越賢二君） それはどうか分からないですけど、ほか市内業者ということで。

高重委員。

委員（高重洋介君） 大分前ですけど、バンブーのときは出ていました。今回の海の駅も
恐らく出ていたと思います。

出ていないのか。出ると思います。

ではないと、我々がどう判断していいか、あるではないですか。いろんな情報を我々が
聞いてこの指定管理を賛成するか反対するかなので、それが情報のないまま判断ができる
かといったら、僕はできないと思うのですよ。

委員（大川弘雄君） 何か理由があるのかね、言わない。

委員長（堀越賢二君） 一旦整理をします。

名前を確認する質疑をしていれば答弁があったかもしれませんが、その採点について、合格ラインを超えていたというところと合格ライン以下だったということで、この選定についての質疑を、業者の名前を聞くためにもう一度説明員を呼ぶのか、それとも選定されたこのコンソーシアムのほうで審査をした内容は理解できたのでよしとするものか、そのときの質疑がなかったので答えなかったのかな。事前に資料が提出されてもよかったかなとは思いますが、その点が大きく審査に影響するのであれば、もう一度説明員を呼んで、この件について、ほか事業者の説明を、内容を教えていただくこともできますが。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 建設の入札でもそうですけども、5社あったら5社名前を出ますよね。出しちゃいけない、今出してほしくないというのがどこかであるのであればそれでもいいですけども、僕が確認したいのは、ここがいいね竹原でないということを確認したくて、もしかしたらそう言ったのかなと思ってここで確認したのですけども、多分いいね竹原ではないのだと思うのです。

委員（高重洋介君） 不採択のほうだね。

委員（大川弘雄君） うん。

委員（高重洋介君） それは違います。

委員（大川弘雄君） 違うのよね。それならいいのですけど、ただ名前を言わない理由がよく分からないので。

だって、これ、311点、次頑張ってもらって。要は、いつも入札は2社以上でやってほしいので、応援したらいいではないですかね、市内業者だったら。次、この人が可能性もあるでしょ。

委員（高重洋介君） 市内ですか。

委員（大川弘雄君） 市内と言われたろう。

委員（高重洋介君） 両方とも市内ですか。

委員長（堀越賢二君） 2事業者、市内という説明だったと思います。

委員（大川弘雄君） A社は市内業者と言われましたよ。

委員長（堀越賢二君） すみません、もう一度整理をします。

説明員を改めて呼び、その説明を受けますか。どんなでしょうか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 表現できるかどうかを確認したいと思います。

委員長（堀越賢二君） 分かりました。

それでは、先ほどの件につきましていま一度質疑を行うことといたしますので、説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後0時04分 再開

委員長（堀越賢二君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほど委員間討議の結果、改めて質疑の必要が生じたので質疑を再開したいと思います。

質疑をお願いします。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 道の駅たけはらの入札の件ですが、応募団体が2社、1社が道の駅たけはらコンソーシアム、いいね竹原とDMO、もう1社はA社ということでしたけども、これは名前は表現できないのかなということ。

それはなぜかという、その次も次も頑張ってこの入札に参加していただいて、必ず入札は2社以上でできるような形を取りたいと思っていますので、こういう市内業者の立派な方がおられるのだったら、それを育てるということも大事だと思うのです。311点ですからそんなにそんなにという感じがしますので、そういう意味でも、もし名前を表現することができるのであればしていただいて、その点数の本当は内容も、どこが弱かったのかなというところも見せていただいたら、それで竹原市を挙げて応援していかないといけないのではないですか。そういう地元企業を育成するという観点からも、ぜひそういう方向を見せていただきたいのですけども、いかがでしょうか。

委員長（堀越賢二君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 確かに、提案ということでございますので、もう1社もということはございますけれども、不採択になったという事実が、その事業者にとって、周辺の人も、それを公表することによりまして事業活動に影響が出たらいけないということで、第1回目も不採択はA社という形で出していませんので、今回についてももう1社の事業者名等については控えさせていただきたいと思っています。

なお、事業者の育成という観点では、採点基準表というものを募集要項時に示してまして、その不採択になった事業者は、この点は何点でしたというものを通知を直接させていただきますので、そういった点で、どちらが弱かったのかというのは不採択事業者

においても検討いただけるのではないかと考えています。

以上でございます。

委員長（堀越賢二君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 落選というか、滑った人が勉強されるのはいいのでしょうけれど、僕らもその方々を応援していきたいわけですよ。300点取るというのはなかなかのことだと思いますよ。そういう人が。議員だって、滑ったって、顔は分かるし、別に恥ずかしいことではないし、何か邪魔したわけではないし。建設なんか、5社入札して、数字まで出るではないですか。どういうところが弱いとかというのは出ないのですけどね、建設の場合は。でも、それは、みんながある程度共有して、そこをフォローしてあげるような政策も今から打っていかないと、竹原の業者はいなくなるのではないのですかね。

だから、本人さんが嫌だと言われるのだったらそうなのかもしれませんが、何かの関係で、もう滑った人は駄目よでなくて、もう次の入札も参加してほしいのですよ。いつも1社でやっていたのですよ。今回、よく手を挙げていただいたなど。それも1回目はなかったのでしょ。だから、僕は、もしかしたらいいね竹原、Bグループみたいなのがやったのかなとか思っていたのですけども、どうもそうではないらしいので。そしたら、ぜひ次の応援をしないとイケないのではないのかなという思いで言わせていただきましたけども。今からも、道の駅、海の駅、どこもそうですけど、2社以上で入札してほしいのです。それが競争につながって竹原の活性化にもつながるので、そのためには育成、育てることをしないと、勝手に頑張れよというだけではいけないと思いますよ。ここで点数が足りなかった部分を補強してあげたらいいではないですか。そういう点での表現できないのかという意味なのですけども、もう一度その表現できない理由と育成方法ということをお願いします。

委員長（堀越賢二君） 事業所名が立候補事業者として公表できるのであれば、その部分は公表していただきたいと思います。

企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、公表につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、相手方の了解もいただいていません。また、先ほど言いましたように、不採択ということで、市内事業者でございますし、今後の事業展開に影響が出たらいけないという部分も配慮し、公表は控えさせていただきたいと思います。

なお、今いただきました意見については、今後公表する前提で応募いただくとかという

のは、今後の公募のときには検討させていただけるかなと思いますので、今回については公表は控えさせていただきたいと思っています。

なお、審査経過については、繰り返しでございますけども、今回採択された候補者と提案いただいて、A社については、それぞれの4項目の点数も全部比較したものをお示しをしまして、A社がどの項目が劣っていたかという部分については、通知として出させていただいています。この内容も、問合せがありましたら、A社に対しては、こういう点が劣っていましたよという説明をさせていただきながら、育成という観点については努めてまいりたいと思っていますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

委員（大川弘雄君） できないという答弁でした。

委員長（堀越賢二君） 了承を得ていない、あとは事業者さんの意向にもよるのかなというふうに理解をいたしました。

質疑はいかがでしょうか。

委員（大川弘雄君） いえ、できないのであれば。

委員長（堀越賢二君） ほかの委員の方ありますか。

高重委員。

委員（高重洋介君） 透明性なのですね。どういう事業所が来て、どういうプレゼンをしてどういうふうになった。特にプロポーザルというのは、ちょっと透明性が見えにくい部分があるので、だからちゃんと。手を挙げる企業もそれなりの覚悟で来ているわけですから、別に公表されても、私だったら問題はないかなとは思うのですが。そこに透明性が、余計隠れてしまうのですよ。そういう公表しないことによって、何かあるのではないのかなというものが、疑念が生まれてくると思うのですよ。そういうものをもって、ちゃんと手を挙げて正式に出たものが隠されるということが、市民にとっても我々にとっても、透明性が見えないよねという話なのですが、その辺についてはどうですか。

委員長（堀越賢二君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 確かに、透明性という部分については、業者名が分からないという部分はあるかと思いますが、本市については、これまでも様々なプレゼンテーションにより契約相手を決めたりして、管理者の公募、また道の駅は、前回も同様ですけど、2社応募いただきましたも、1社は非公表ということで公表させていただいていないところでございますので、今回についてはそのような取扱いをさせていただきたいと思っています。

なお、公平性という観点を踏まえまして、今後のこういう形のプレゼンテーション、公募等については、どのように対応していくかというのは検討をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

委員長（堀越賢二君） 議案第69号の財産の取得にもありましたように、本来、議決を取らなくてもいい案件についてもきちんと説明をして、理解を深めるため、疑念を抱かさないためにも、こういうふうな形で上程をされているといったようなこともありますので、今後の契約、プロポーザルにしても一般競争入札についても、しっかりと、どういった内容だったのか、どういうふうな審査がされたのか、そしてどういう結果であったのか、そういった一連の流れがきちんと理解できないと委員会の中の審査に今後大きく影響も出てきますので、先ほど部長からも説明がありましたけれども、今後はしっかりとその部分も検討をしていくということでございますので、審査の在り方等々含めまして、ぜひとも、先ほど委員からあったような意見も踏まえて対処、対応させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

企画部長。

企画部長（國川昭治君） このたびの道の駅の議案提案につきましては、本来ですと、前回につきましては、所管事務調査ということで、前もってしっかり説明させていただいた上に議案提案という形を取らせていただいたかと思えますけれども、今回、再公募ということで、そういう暇がなかったということで、こういった提案になりました。

今後につきましては、まずはしっかり説明させていただいた上で議案のほうの提案をさせていただくという形で取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（堀越賢二君） よろしいでしょうか。

委員（高重洋介君） はい。

委員長（堀越賢二君） それでは、以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を結びたいと思います。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午後0時14分 休憩

午後0時15分 再開

委員長（堀越賢二君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会への付託議案について議案番号順に順次討論、採決に入ります。

議案第 69 号財産の取得について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（堀越賢二君） お座りください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 70 号道の駅たけはらの指定管理者の指定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、この第 70 号議案に反対します。

委員長（堀越賢二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 71 号竹原市役所新庁舎移転に伴う関係条例の整理に関する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（堀越賢二君）　ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第７２号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君）　これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（堀越賢二君）　着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第７３号竹原市監査委員条例等の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君）　これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（堀越賢二君）　着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第７４号令和６年度竹原市一般会計補正予算（第５号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君）　これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（堀越賢二君） 着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 76 号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（堀越賢二君） 着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 77 号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第 77 号に反対をします。

委員長（堀越賢二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（堀越賢二君） 着席ください。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 78 号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

松本委員。

委員（松本 進君） 私は、議案第 78 号に反対をします。

委員長（堀越賢二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（堀越賢二君） 着席ください。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第79号竹原市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（堀越賢二君） 着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第80号竹原市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（堀越賢二君） 着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第81号令和6年度竹原市一般会計補正予算（第6号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（堀越賢二君） 着席ください。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告書につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

またあわせて、議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

説明員は退室いただいて結構です。ありがとうございました。

それでは、その他事項に移ります。

説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

午後0時23分 休憩

午後0時26分 再開

委員長（堀越賢二君） すみません、お昼に入っていますが、休憩を閉じて会議を再開いたします。

企画部から報告事項があるということなので、これを受けたいと思います。企画部長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

企画部長。

企画部長（國川昭治君） 皆様には、委員会慎重審議でお疲れのところお時間をいただきまして、企画部企画政策課のほうで現在、第3期びんご圏域ビジョンと、また地域公共交

通計画の策定をしているところでございますが、この2点についてお時間をいただきまして報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

それでは初めに、第3期びんご圏域ビジョン（素案）について、担当課から説明を求めます。

本日、担当課長欠席のため、企画部長に説明いただきます。

企画部長。

企画部長（國川昭治君） それでは、第3期びんご圏域ビジョン（素案）について御説明をさせていただきます。

資料につきましては、1枚物の第3期びんご圏域ビジョン（素案）についてというものと、実際のビジョンの内容、別冊でございますが、こちらによりまして説明をさせていただきます。

まず初めに、趣旨でございますけれども、今年度から本市が加盟している、福山市を連携中枢都市とする備後圏域連携中枢都市圏のビジョンの計画期間が令和6年度に最終年度を迎えることから、このたび第3期びんご圏域ビジョンを策定するものでございます。

2番のビジョンの内容につきましては、別冊でございますので、後ほど説明をさせていただきます。

次に、3番の今年度の検討状況についてでございます。

びんご圏域ビジョンの内容につきましては、各市町の市長、町長で構成されます備後圏域連携協議会や産学金官民が参加するびんご圏域活性化戦略会議において様々な議論を行い整理をしてきたものでございます。また、（3）のアンケート調査や（4）のびんご未来ワークショップにおいて、圏域の住民や事業者の皆様の声の把握に努め作成しているものでございます。

アンケート調査につきましては、圏域住民を対象とした調査を、次のページとなりますが、事業者を対象とした調査を実施し、行政施策等、子育てや医療、雇用などの各項目の重要度、満足度などを調査を行い、課題や今後の方向性を整理しながら作成しています。

（4）びんご未来ワークショップについてでございますが、備後圏域に在住し参加を希望された92名の方に3会場に分かれて御参加いただき、備後圏域の地域の未来予測等を活用しながら、本圏域の課題や取組のアイデア、目指す将来像について議論をしていただいたものでございます。

なお、アンケート調査につきましては、全体では5,000枚の発行ということでございましたけども、竹原市については、400人の方に発送をさせていただきまして122人の方に回答をいただいたところでございます。

また、事業者アンケートにつきましては、全体で2,000事業者に対しアンケート調査を送付させていただいていますが、竹原市においては、75事業者に対し発送し22事業者の回答をいただいているという状況でございます。

また、ワークショップにつきましては、三原会場のほうに竹原市のほうから3名参加いただいたという内容になっています。

次に、4の今後の予定についてでございます。

令和6年12月2日から令和7年1月7日にかけて、ビジョンについて広く意見を求めるためパブリックコメントを実施しているところでございます。

パブリックコメントの実施後に、備後圏域連携協議会やびんご圏域活性化戦略会議において最終確認を行いながら、パブリックコメントの結果の公表、またビジョンの策定を進めてまいります。

なお、今後の福山市の調整にもよりますが、新たな取組の実施に応じて連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更が必要となった場合には、協約につきましては議会の議決に基づき締結、変更されるものでございますので、令和7年第1回定例会においてお諮りしていきたいと考えているところでございます。

次に、別冊の第3期びんご圏域ビジョン、成長戦略2025（素案）をお開きください。

委員長（堀越賢二君） はい、オーケーです。

企画部長（國川昭治君） 別冊資料を説明をさせていただきます。

まず、表紙の次のページをお願いいたします。

目次といたしまして、ビジョンの構成を章立てで掲載しています。

第1章では、広域連携の推進といたしまして、ビジョン策定の趣旨や計画期間、備後圏域や構成市町の概要などを掲載しています。計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間となっています。

第2章では、圏域づくりの基本方針として、これまでの成果や課題、今後の目指す姿について掲載をしています。

第3章では、人口などの備後圏域の基本データを、経済や都市機能、住民サービスとい

った柱ごとに、取り巻く環境と今後の方向性について掲載しているものでございます。

各章における内容については、ポイントを絞って説明をさせていただきたいと思えます。

まず、第1章、広域連携の推進でございます。

こちらについては、1ページから16ページまでということでございますけれども、まず1ページをお願いいたします。

こちらにはビジョンの策定の趣旨を掲載していますが、資料中段にビジョン策定の流れを掲載しています。

第3期ビジョンの策定に向けては、これまでの成果と課題の整理をはじめ、各分野の将来推計を行った地域の未来予測の作成や、地域と圏域の課題などを議論するびんご未来ワークショップの開催などを新たに行ってきたところでございます。

2ページをお願いいたします。

3の計画期間についてでございますが、先ほども説明させていただきましたとおり、来年度、令和7年度から11年度までの5か年計画としています。

3ページから13ページにおきましては、備後圏域全体と構成市町の特徴をお示ししていますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

また、14ページから16ページにつきましては、これからの社会展望として、(1)人口減少の進行と人口構造の変化、また(2)として変動する社会経済情勢など、大きな視点から社会の変化をもたらす地域への影響について考察して記載をしているものでございます。

次に、第2章、圏域づくりの基本方針、17ページから26ページについて説明をさせていただきます。

まず、17ページをお願いいたします。

第2期びんご圏域ビジョンの基本方針についてでございますが、こちらについては17ページから26ページまでを御説明いたします。

まず、第2期ビジョンの成果と課題についてでございます。

(1)として総論についてでございますが、備後圏域では、圏域全体の発展に向け、経済、都市機能、住民サービスの3つの柱で取組を推進されています。第2期ビジョンでは、新型コロナの影響下においても、民間の活動促進や拠点機能の強化、圏域全体の行政サービスの向上など、広域連携のさらなる充実に取り組まれてきたところでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

こちら、冒頭でも御説明をさせていただきましたが、各分野における将来推計を行った未来予測の概要を掲載しています。

主な未来予測として、人口や経済、施設、インフラなど、将来の課題について整理をしたものでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

圏域住民とのワークショップでの主な意見を掲載しています。

資料中段から表に将来予測される課題について主なものを掲載していますが、企業の人材確保につきましては、医療や子育てなど、様々な意見をいただいているところでございます。

また、21ページをお願いいたします。

こちらでは、その課題の解決に向けた取組アイデアとして、目指す未来像について主なものを掲載しているものでございます。

次に、22ページからは、住民や事業者アンケートの概要を掲載しています。

資料中段に重要度と満足度について整理した図を掲載していますが、左上のAエリアについては、重要度は高いが満足度が低いものであり、さらなる連携が必要な項目として位置づけています。また、観光や医療、子育てや企業の人材確保なども位置づけています。

こうした住民や事業者の意見を踏まえながら、今後の方向性について整理をしたところでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

備後圏域の目指す姿についてでございます。

目指す姿につきましては、これまで同様、豊かさが実感でき、いつまでも住み続けたい備後圏域とし、資料下段にあります、経済などの3つの柱で取組を進めていくこととしています。

各柱には、目指す姿を実現するための方向性を、圏域づくりとして、住民ワークショップでの意見を取り入れながら設定をしているものでございます。

26ページをお願いいたします。

本圏域の地域特性など、強みを生かしながら、産学官民の連携をさらに強化する中で、10年後であります2035年の圏域人口を75万人とする目標を定めているもので

ございます。

次に、第3章、圏域を取り巻く環境と方向性でございますが、こちらについては27ページから33ページでございます。

これらについては、人口や経済などの基本データを掲載しているものでございます。

34ページをお願いいたします。

34ページからは、経済などの柱ごとの取り巻く環境と方向性を掲載し、第2期ビジョンの内容に追加、修正を行っているものでございます。

それらに関する主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、34ページから43ページにかけましては、経済の柱として産業や農林水産業、観光について、それぞれ取り巻く環境と方向性を各種データと併せて掲載しています。

37ページをお願いいたします。

産業に関しましての方向でございますが、一番下の項目に、多様な人材が活躍できる職場環境づくりについては、企業の人材不足を解決するために、若者の地元定着はもちろん、外国人など多様な人材が活躍できる職場環境づくりを官民で連携して進めてまいりたいと考えています。

次に、43ページをお願いいたします。

観光についてでございますが、コロナ禍を経て観光客数は増加傾向にあります。市町の魅力を生かし、インバウンドも含めた広域観光をさらに推進してまいります。

次に、44ページから53ページにかけては、2つ目の柱である都市機能について、高度医療や都市基盤、高等教育について掲載をしているところでございます。

飛ばさせていただきます、54ページから76ページについてお願いいたします。

54ページから76ページについては、3つ目の柱でございます住民サービスとして、子育てや防災、環境などの分野を掲載しています。

66ページをお願いいたします。

環境の分野では、環境の意識の高まりに応じて、再生可能エネルギーの地産地消をさらに推進するとともに、脱炭素化に向けた取組を進めてまいります。

次に、68ページをお願いいたします。

行政サービスの分野では、今後人口減少がさらに進む中でも持続可能な行政サービスを構築するため、事務の共同化等の検討や専門人材等の確保などに市町で連携して取り組むなど、行政運営の連携強化に取り組んでまいります。

72ページをお願いいたします。

こちらについては、多文化共生の推進として、生活習慣や文化の違いを認め、相互理解を深めるための取組を充実し、多様な主体が参画できる多文化共生のまちづくりを進めてまいります。

なお、多文化共生に関する施策を計画的に推進するため、現在、びんご圏域多文化共生推進ビジョンも作成させていただいていますので、これらの計画案についても住民の皆さんに意見を募集することとしています。こちらについては、12月18日からおおむね1か月を予定しています。

最後に、びんご圏域ビジョンの内容につきましては、社会情勢の変化や住民、事業者の声なども十分踏まえまして、将来予測される課題も見据えながら、圏域として取り組むべき項目を追加、修正しているところでございます。

駆け足になりましたけども、以上でよろしくお願いいたします。

委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） 報告案件ですから広く中までは突っ込まないのですが、たしか、この備後圏に我が竹原市が入ったのは今年の4月からだったと思います。計算しますと8か月、9か月ぐらいたったわけですね。そもそも入った理由としては、人口減少がこれだけハイペースになってきて、単独自治体では解決が困難な課題が生じているから、お互い支えられるところ、共有できるものやっぺいこうという意味で入られたという認識があります。

今言った8か月、9か月の間に竹原市として、先ほど戦略会議という話も出ましたが、どういうことを発信して、何か具体的な実績というのは残されましたか。

委員長（堀越賢二君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、今年度につきましては、43事業で連携をしていくということで、これまでも説明させていただいたところでございますが、そういった中で、主には産業の活性化、あるいは都市基盤として、高齢者、障害者等の環境整備、あるいは行政サービスの向上といったところと移住・定住の促進といった部分について、主に連携をさせていただいているところでございます。

実績については、すみません、申し訳ないですが、現在数字を把握していないですけど

も、創業相談等について福山の事務所のほうでお伺いし、いろいろ経営相談も含めて、そういう相談をするという体制を整えていただいているところでございます。

すみません、実績については、また確認させていただき報告させていただきます。

委員長（堀越賢二君） 川本委員。

委員（川本 円君） 例えば、竹原の事業者の方が福山のほうに行って経営相談をしたということですか。

委員長（堀越賢二君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） そういう環境を、今回連携し用意させていただいているということでございますので、すみません、実績については、確認し報告させていただきたいと思います。

委員長（堀越賢二君） 川本委員。

委員（川本 円君） では、後ほど、分かり次第、また委員会のところでも結構ですので、実績のほうを報告してやってください。

特に連携中枢都市、呉もありましたし広島市もありました。今回、備後ということで、福山市がホストになって展開されているようです。ホームページをちょっと拝見させていただきますと、今年で10年間、備後のほうがやられていると。かなり早い段階からこういったグループをつくられて、先ほども言いましたように、この4月から竹原市も加入したということでございます。

これは指摘なのですが、別にアンケートを取ったりワークショップを開いたりすることが目的ではないですよ。先ほども言いましたように、どう連携して、お互いの意識なり、医療であるとか、先ほど起業という話、子育てもそうです。どういうふうに高めるかというところが課題であろうし、それに解決に向けて動いているはずなので、あくまでもデータ取りとか、そういった皆様の声を聞くのに集中して、結局のところホスト市が喜ぶだけの政策で終わらないようにしていただきたいのですが、それを強く望みますが、そのことについてももしあればお願いいたします。

委員長（堀越賢二君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、実績等については、持ち合わせていないというところがございますけども、これまで経営支援、創業支援等については、竹原商工会議所のほうで相談業務をいただいていたところでございますけども、さらに福山のほうでそういう講座また相談体制も取っていただいているということでございまして、いろいろ研修等、講座

等については、現在、産業振興課を通じてホームページ等で事業者等にも案内させていただいているところでございます。

また、観光等についても、広域観光ということでこれまでも連携していますけども、こういった取組はさせていただいているところございまして、計画だけということにならずに、竹原市のほうにも効果が生まれるように取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（堀越賢二君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 今まだ1年たっていないのでなかなか結果は出ないでしょうけども、広島、呉、福山、これに入れていただいて、それなりにかわいがってもらっているのだと思うのですが、これはつくらないと前に進められないので、それはつくるのが当たり前のことでしょうから、やっていただいて、大変だと思いますけども、竹原のまず知名度を上げないと、福山の人は竹原がどこにあるかも知らない人もいたりするのではないのですかね。

実は、この間、この間というか、2、3か月前か、議長として、国道2号線とか福山市内の道路混雑に対する要望書、要望活動というのを、この圏域全部の市長、町長、議長まで来て、マスコミを上げてやりましたよ。そういう福山に対しての協力体制は大分してきたと思います。ただ、小さい町ですから、ぜひ今榮市長が手を挙げて、うちはこののをやるので皆さん協力してくださいというのをやっていかないと、ずっと後ろに着いていくだけのものになりますから、その辺は、企画も大変でしょうけども、せっかく3つあるのですから、その構成員としての多少の予算だけでなく、それを使った、例えば今度、備後になったので三原と近いではないですか。今までは、呉とかといったって遠いのですからあれでしたけど、備後といたら、竹原は特に学校のこともありましたから、近くの三原さんとも仲よくして、前は全然交流がなかったのですからね。火葬場なんかもやり直さないといけないでしょ。それも含めて、共有して、いろんなものが使えるような。先手を打っていかないと、向こうが先に火葬場のいいのを造ったら、うちはそこに持っていけないといけないでしょ。だから、そういう点でも、小さい町はどんどん戦略を立てて、向こうに協力していただけるような体制を持っていけないといけないので、その辺は大変だと思いますけども、ぜひよろしくお願いします。備後圏域が一番身近な感覚がありますから、よろしくお願いします。

委員長（堀越賢二君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 確かに、今委員が言われますとおり、本市は広島市、呉市、福山市を中心とした3つの広域行政圏に入っていますが、それぞれ特徴があるものとは考えています。そういった中で福山市については、先ほど御紹介いただきました三原市等が隣接しているということでごさいます、いろいろ本市は連携をこれまでもしてきたところでごさいます、とりわけ、先ほど産業の説明をさせていただいていますけども、医療等についても、近隣、三原市、尾道市等にも医療等が進んでいますので、そういった部分等についてももしっかり連携をさせていただきながら、広域行政圏に加入したメリットをしっかりと出させていただくように取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（堀越賢二君） よろしく願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） それでは次に、竹原市地域公共交通計画の策定状況について説明を求めます。

企画部長。

企画部長（國川昭治君） こちらにつきましては、現在策定中ということでございまして、今後のスケジュール等について御説明させていただきたいと思います。

まず、次期計画等の策定の概要ということで計画の内容を記載させていただいていますが、現在の計画が令和6年度をもって。すみません、資料、大丈夫ですか。

委員長（堀越賢二君） 大丈夫です。

企画部長（國川昭治君） 計画期間の終了を迎えるため、現計画の取組や社会情勢等の変化、市民や公共交通利用者へのアンケート調査、交通事業者へのヒアリング等を踏まえまして、本市の特徴を生かしつつ、様々な連携を通じて、持続可能な移動サービスを確保していくために、今後5年間の取組の方向性を示すものでございます。

計画期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの7年度から11年度までの5年間でございます。

各種調査の実施ということで、これまで市民アンケート調査、また市民でもとりわけ若年層の皆さんのアンケート調査、または交通事業者へのヒアリングを実施してきたところでごさいます。

2ページをお願いいたします。

策定スケジュールということでございますが、4月から現況調査等を行いまして、現在、下から3段目ですけども、素案の作成に取り組んでいるところでございます。今後、素案のほうがまとまりましたら、パブリックコメント、計画書の作成という流れになるところでございますけども、今後、素案がまとまりましたら、改めて委員会のほうで内容を説明をさせていただいた後、パブリックコメントへということで考えているところでございますので、また年明けてになるかとは思いますが、その際に内容について説明をさせていただきたいと思っています。

策定のスケジュールについては以上でございます。

委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） ないようですので、説明員は退室していただいて結構です。ありがとうございました。

企画部長（國川昭治君） すみません、先ほどの実績で1件。

委員長（堀越賢二君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 失礼しました。

内容としては、F u k u - B i z ということで、中央図書館内に相談コーナーがあるのですけども、そこで既に今2業者が計6回相談に伺っているということでございまして、1社が2回、もう1社は4回相談に今伺っているということで、実際に経営相談等の実績については以上でございます。

すみません、そのほかについてはまだ確認できていません。

委員長（堀越賢二君） 川本委員、よろしいでしょうか。

委員（川本 円君） はい、ありがとうございます。

委員長（堀越賢二君） また委員会もありますので、そのときに随時報告していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明員は退室していただいて結構です。ありがとうございました。

説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

午後0時55分 休憩

午後0時58分 再開

委員長（堀越賢二君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

教育委員会から報告事項があるということなので、これを受けたいと思います。教育次長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 長い時間の御協議、御苦労さまです。

本日は、（仮称）賀茂川学園の設立準備委員会の進捗状況について御説明をさせていただこうと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（堀越賢二君） それでは、（仮称）賀茂川学園設立準備委員会について、担当課から説明を求めます。

教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） それでは、（仮称）賀茂川学園設立準備委員会について御説明を申し上げます。

資料のほうを御覧ください。

縦1の本日の説明の趣旨でございますが、これまで（仮称）賀茂川学園設立準備委員会において協議し整理した方向性について、11月28日に開催した教育委員会会議に報告し承認を得ましたので、その内容について報告をするものです。

縦2の委員会の開催状況につきましては、これまで5回開催しています。その開催日と内容につきましては資料のとおりとなっています。

縦3の賀茂川中学校の仮移転についてですが、北部地域の3小学校、1中学校を統合して新たに創設する新たな義務教育学校については、賀茂川中学校を改修して設置することとしていて、その賀茂川中学校を改修する間は、賀茂川中学校の機能を東野小学校に一時的に移転することとしています。

（1）として、その仮移転の具体的なスケジュールについてですが、令和6年6月から令和7年1月までの賀茂川中学校校舎の改修工事の設計と併せて、東野小学校の改修工事、これは賀茂川中学校の機能を一時的に移転するために必要な工事ですが、その設計を行っています。そして、令和7年2月から7月にかけて、東野小学校の整備工事を予定しています。この整備工事に係る予算について、今議会で歳出予算と債務負担行為を追加計上し、今年度内に入札を行うことで、早めに工事着工し、仮移転に備えたいと考えています。整備工事の完了後、令和7年8月の夏休み中に引っ越しを行い、令和7年度の2学期、これは令和7年9月になりますが、そこから令和9年3月までの1年半、現東野小学校の校舎に賀茂川中学校と東野小学校が同居し学校運営を行います。

(2) 東野小学校の整備については、別紙1としています資料を御覧ください。

1枚目につきましては、1階の図面となっています。左側が西側、右が東側となります。

それでは、四角囲みをしている主な部屋の配置について御説明をいたします。

まず、西側にある校長室の横の部屋を職員用の更衣室といたします。その右隣につきましては、現在と同様、小学校の校長室及び職員室といたします。玄関を挟んでその右側の保健室についても、現在と同様、小学校の保健室といたします。その右隣については、現在多目的に使用している部屋ですが、中学校の保健室といたします。その右隣、最も東側に位置する部屋につきましては、こちらも現在は多目的に使っている部屋となりますが、中学校の職員室とし、そして保健室の廊下を挟んで向かい側となる部屋を中学校の校長室といたします。

次の2枚目になりますが、そちらは2階の図面となっています。2階は、特別支援教室と普通教室3室を配置いたします。

次の3枚目が3階の図面になります。3階にも、普通教室3室を配置いたします。

こうした配置に必要な改修工事を行うと同時に、その他といたしまして、資料は次になりますが、駐輪場とテニスコートをグラウンドに整備いたします。

また、校舎の各階のトイレについて、洋式便器が男女それぞれ1基ずつの設置となるよう整備をいたします。

次に、もとの資料に戻っていただきまして、(3) 賀茂川中学校の仮移転時の通学支援についてです。令和7年9月から令和9年3月までのものになります。

東野小学校の児童については、これまでと変わることなく、全児童徒歩通学となります。

賀茂川中学の生徒についても、これまでと変わることなく、通学距離が5キロメートル以内の場合、徒歩もしくは自転車による通学となります。そして、通学距離が5キロメートルを超える場合は、遠距離通学児童生徒通学費補助金交付要綱に基づきまして、路線バスで対応できる生徒は路線バスでの通学とし、定期代を全額補助いたします。

こちらについて、例えば西野辺りから通学する生徒で、これまでの賀茂川中学校の位置では5キロメートル以内だったのに、現在の東野小学校の場所に今度通学するようになって、その距離が5キロメートルを超える場合に、そういった生徒が新たに交付対象になることが想定され则认为しています。また、路線バスで対応できない生徒については、スク

ールタクシーでの通学といたします。

次に、縦3、（仮称）賀茂川学園の基本設計についてです。

別紙2としています資料を御覧いただければと思います。

まず、1枚目、外構から御説明をいたします。

この資料、左が北側になります。そして、右が南側、上が東側、下が西側になります。
赤字で示したところが主な工事箇所となります。

資料のほぼ中央部に屋内運動場がございますが、その東側に駐輪場を新たに整備いたします。その整備する駐輪場の北側にある柔剣道場の中に児童生徒用の更衣室を整備いたします。そして、現在3面あるテニスコートを1面減らし、小学校用広場として遊具を設置いたします。グラウンドの最も南側に教職員用の駐車場を整備し、プールの北側に放課後児童クラブと駐車場を新たに整備いたします。校舎の北側に小さく配膳室とありますが、学年数が増えることで配膳室の広さが不足することから、一部増築し拡張をいたします。また、その下にEVとありますが、これは新たに設置するエレベーターのことでございます。

次の資料を御覧ください。

今度は1階の図面になります。図面の左が西側、右が東側になります。

改修部分が多岐にわたりますので、主な箇所だけ御説明をさせていただきます。

最も西側の部屋につきましては、現在木工室であるところを技術室とし、その右側は現在金工室であるところを美術室といたします。1階から3階までトイレはほぼ洋式化し、1階に誰でも使用できるバリアフリーなトイレを新たに整備いたします。玄関を挟んで南側の校舎については、打合せ室や教職員用の更衣室、SSRを整備し、また保健室を2つに分けて、前期課程用と後期課程用といたします。

次の資料を御覧ください。

最も西側の部屋につきましては、現在被服室であるところを普通教室とし、礼法室、生徒会室であるところを特別支援学級といたします。北側の校舎と南側の校舎をつなぐ中央部、これは1階では玄関になります。玄関の上部分に当たるところでございますが、現在美術室であるところを、忠海学園と同じように、オープンスペースの図書コーナーといたします。そして、前期課程と後期課程のそれぞれ理科の授業に対応するため、第2理科室を整備いたします。

次を御覧ください。

3階の図面になります。

北側校舎の現在図書室であるところを普通教室にし、南側教室の視聴覚教室であるところを普通教室と多目的教室、生徒会室にいたします。その右隣のコンピューター教室を、会議室と併用して使用できるようにいたします。

主な整備箇所につきましては以上でございます。こうした基本設計を基に実施設計を行うこととしています。

以上が（仮称）賀茂川学園設立準備委員会において説明し、方向性について整理ができたことでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

委員長（堀越賢二君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対し質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

大川委員。

委員（大川弘雄君） これは、教育委員会の動きはよく分かったのですが、住民さんというか、PTAというか、地域に対してのこの説明会とか、説明会の開催状況みたいなものは出てこないのですか。

委員長（堀越賢二君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 適正配置計画を策定した後に、保護者、学校運営協議会、地域に説明をいたしまして、その後については、準備委員会を設置して、その準備委員会の中で協議をしています。準備委員会の内容につきまして、瓦版をつくって今周知を図っているというところでございます。

委員長（堀越賢二君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） この説明だったら、教育委員会が何をしたかというのはいっぱい書いてあるのだけでも、準備委員会が何を今しているかとか、市民の方の意見がどうだったとか、もうオール、100%いいものをつくってこうなっているのか、忠海学園のときみたいにこそそ反対しているのか、何かその辺がよく見えないのですよね。僕はもう、せっかくのいいものなので早くやってほしいのですが、その辺の住民対応とその声はどんな感じというのは分かるのですか。

委員長（堀越賢二君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 瓦版を出して、そこに対して住民の方から意見が出ていないところではあるのですが、準備委員会においては、ある程度、教育委員会が提

案した内容について御質問をいただいたりしたところはあるのですが、それに回答することによって、一定の納得というのですか、はしていただいているところでございます。

委員長（堀越賢二君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） 私の少ない情報の中だけでは、いい方向らしいのですよ。そして、どんどん進めていただいて、できたら、この東野小学校に行ったときも、忠海がそうだったのですけども、忠海西小学校で長いことやりましたけども、そこに校長先生、教頭先生が2人ずついるのですよ。もう早く1つの学校にして、こんなに無駄せずに、もう東野に行った時点で、小中一貫の、義務教育かな。義務教育学校の校長と教頭を決めて、早く動いたほうがいいのではないかと思いますのですよ。というのは、僕の忠海での反省。偉い人がいっぱいいた、同じ学校の中に。それは校長同士難しかったみたいですよ。狭いしね。そういうのも、もう学校を早くつくって、賀茂中のところでなくても、東野小学校の中で小中一貫、義務教育学校も始めてしまったらいいような気がするのですけども、それはできないのですか。

委員長（堀越賢二君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 大変申し訳ないのですが、適正配置計画については、適正配置懇話会を設定して、そこで出た答申を基に計画をつくってやっているところでございます。その中で、義務教育学校の設置については、3小学校、1中学校を統合してというような形での答申をいただき、それに基づいて適正配置計画に反映させて、今推進させていただいているところでございます。

確かに、東野小学校に賀茂川中学校の機能と東野小学校の機能が同居することによって、それぞれ別の学校が1つの校舎を使うということで、委員おっしゃられるように、校長先生が2人、教頭先生がお二人というような形にはなるのですけど、そこはどうやっても、別の学校が同居するというようなところで、そこは教員の配置基準に基づいた配置という形となっていますので、ちょっと御理解をいただければと思います。よろしくお願いします。

委員長（堀越賢二君） 大川委員。

委員（大川弘雄君） ちょっとニュアンスが違うかな。

だから、僕が言っているのは、同居でなくて、早く一緒にしてしまったらいいのではないのですかという提案ですよ。僕はそれで失敗したと思っているから、忠海でね。それができないのならしょうがないけども。僕も、その地域の出身の議員さんが同じ会派にい

られるので、いろんな情報を聞いて、いい方向でどんどん進めていきたいというふうに言われていますから、ぜひ応援したいので、いい方向でどんどん進めてください。よろしくお願いします。

委員長（堀越賢二君） 大川委員、まだ全部が一緒になっているわけではないので、一緒にならない荘野小学校の部分があるので、その校長先生も置かないというふうな議論にもつながるので、その部分は御理解をいただければというふうに私は思います。

ほかに質疑はありませんか。

道法委員。

委員（道法知江君） 先ほどの賀茂川学園の整備事業のことで、1,800万円ぐらいかけて整備するということでの東野小学校の整備の説明があったのですが、今度の（仮称）賀茂川学園の整備事業費、総事業費というのは、今すぐには当然出ないのだと思うのですが、その整備事業費に関して今の現状を教えていただければなど、考え方。

委員長（堀越賢二君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） （仮称）賀茂川学園の整備事業については、現在予算編成中なので、具体的な数値というのは、まだ固まっていないので申し上げられないのですが、いずれにしても、今回のこの整備事業については3点注視しようと考えています。

まず1点目は、義務教育学校となりますので、いや、今使っている校舎が、中学校として利用していた校舎を義務教育学校として使いますので、義務教育学校の機能が設置できるような形でというものがまず1点あります。それにつきましては、普通教室の確保とか、前期課程と後期課程の保健室の配置でございますとか、小学生用広場の設置、また給食配膳室の拡張、それらが当たると考えています。

それともう一点が、児童生徒の教育環境の向上というところです。

これについては、図書館が今端っこにあって、非常に教育効果としてはあんまりいい環境ではないというふうなところで、学校の中央部に置いて、教育環境が向上するようということで、図書館の配置替えであるとか、理科室を複数配置するとか、SSRを設置する、そういったところが教育環境の向上と考えています。

それともう一点が、生徒児童の学校での生活環境の向上です。

これについては、エレベーターの新設とか洋式トイレの設備、それらが当たると考えています。

忠海学園とか吉名学園とかは、結構内装とかを改修してしっかり予算をかけたところではあるのですが、今回の整備については、いろんな意見があろうと思いますので、ある程度そういった改修費用は抑えて、先ほど申し上げた義務教育学校としての機能と児童生徒のためになるようなこと、そこに重点を置いて整備をするということで考えています。ただ、吉名学園を整備した頃から、労務費でございますとか資材費とか、そういう建築に係る経費の高まっている率というのですか、それが約1.6倍というようなところがありますので、吉名学園と同じぐらいの整備にはならないけど、同じぐらいかかったりするようなことも考えられるかなというふうに思っています。

以上です。

委員長（堀越賢二君） 道法委員。

委員（道法知江君） それは期間としていつ頃ぐらいには整備事業費を検討されるかということ、いつ頃になるのか。

委員長（堀越賢二君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） 現在、今年度の予算で実施設計を行っていますので、その実施設計が完全に終了して、予算の提案のときに明確にさせていただこうと考えています。よろしくお願いします。

委員長（堀越賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） ないようですので、説明員は退室していただいて結構です。ありがとうございました。

委員の皆さん、閉会中の継続審査なので、もういましばらくお待ちください。ありがとうございました。

では、よろしいですか。

それでは、閉会中の継続審査の申出についてであります。次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続調査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るように考えています。

皆さん、資料ありますでしょうか。

委員の方で継続審査、調査について御意見等はございませんか。

大川委員。

委員（大川弘雄君） 今日の議案でもありました、防犯カメラの部分が入っていますね。

それを、一生懸命委員会でやっている分を一般質問で個人的にやっていただくと、なかなか難しい。ある意味、意見集約して持っていけないといけないのだと思って委員会でやっていますので、それを個人の意見で、一般質問で、ああしたほうがいい、こうしたほうがいいと言われると、委員会は何ぞやみたいな感じが今しているので、その一般質問があるかどうかは噂でしか知らないのですよ。だから、そういう点がもしあるのであれば、それはルールとして、議案にも出ている、そんなことを一般質問でというのは、控えようかっていうのが竹原のルールだったはずなのですけども、最近はそれがどうも、申し送りのことがものすごいルーズだったのですよね。その辺、ぜひ議長にお願いして、それはどうかというのをやっていただきたいように……。

委員長（堀越賢二君） 大川さん、マイクを。

委員（大川弘雄君） マイク入っていない。

お願いしようかなと思っていますけど、よろしいですかね。

委員長（堀越賢二君） マイクが入ってなかったので起こせるかどうか分かりませんが。

おっしゃるとおりですので、私も今回、プロポーザル、道の駅のものについてですけども、委員会の中で審査したものと少し内容が違ってしますので、その点は自身も気をつけて一般質問をしてみたいと思いますし、ほか議員さんにおいても、多少そこは議長のほうで整理をしていただくことがあるのかなと思いますが、どういったことを質問なり、いろんなところでされるのかの内容までは事細かく打合せというのは難しいと思いますので、またこの竹原市議会内での申し送り事項といいますか、そういったようなものも広く皆さんにいま一度周知をしていく必要があるのかなというふうにも思っていますので、今後の課題ということでよろしいでしょうか。

先ほど大川委員のほうからありました防犯カメラの件ですが、会議の中でも申しましたように、来年の1月の閉会中の審査、委員会において、竹原警察署の小谷刑事課長、生活安全課の課長も兼任しておられますが、その方を招聘をして、防犯カメラの有効性であったりとか、皆さんが今日いろいろ質疑をしていただいたようなものを聞いて、より竹原市の防犯カメラの設置が有効なようなものになるように、どういったようなものなのかということを委員会の中で閉会中に勉強したいと思いますので、時期については、1月の半ばから後半のどこかで委員会を開催したいと思いますので、御了承ください。

ほかに。

川本委員。

委員（川本 円君） ちょっと事務局に確認したいのですが、さっき大川委員が言われたところの、委員会で取り上げる案件であるとか条例案、議案として上がってくるものに対してその一般質問は控えるようにというのは、本当に申合せ事項の中にあるのですか。

委員長（堀越賢二君） 事務局長。

議会事務局長（笹原章弘君） 先ほど川本委員からの質問でございますが、申合せ事項の中にはそういった事柄はないです。

委員長（堀越賢二君） 川本委員。

委員（川本 円君） 暗黙の了解で、やってはいけないとは書いてはないけども、あんまりそぐわないというふうなことですよね、認識としては。

だから、そこら辺を、自分も含めてですけど、ほかの皆様へどれだけ浸透できるか。強制はできないにしても、ある程度再確認して、こういうふうにやっていこうやという形に持っていきたいというふうな言い回しでよかったですね。

ありがとうございます。すみません。

委員長（堀越賢二君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 私も十何年になりますけど、そういった、するものではないよというような教えから、途中から本会議主義から委員会主義に変わっていますよね。この委員会主義の重たさというものを各議員が感じてやらないと、ちょっと個人行動になるのかなという部分があって。ただ、これは、決め事で決めるのではなくて、議長の判断でやっていくところが、どうしても必要な場合もあるかもしれないし、後出しじゃんけんみたいなどころもあるかもしれないし、その辺はその時々の方議長の判断にお任せすることと、あとは委員会主義ということをしかりと各議員が理解していただければというふうに思います。

委員長（堀越賢二君） 松本委員。

委員（松本 進君） 一つは、本会議の方では、事務全般、本会議に關した分ですか、事務全般の方で、今事務局長のほうが言ったように、特定の申合せというのか、ないと思うのですけども。

それで、一つは、委員会と本会議の方で違ひというのひ、ちょっと申し上げたいのひ、委員会では、事務の、副市長はいますけども、行政全般の責任者の市長がいないというのひが一つの事実と、あと本会議では、そこで市長がいますからね。ということで、確かに重複して、こういう何かいろいろ、そこらは整理が要るかも分かりませんが、そういった違

いの分では、私が常々言っているのは、市長の権限のあるところで質問するというのは、原則は変えないほうがいいと、ちょっと意見を申し上げておきたい。

委員長（堀越賢二君） 御意見ありがとうございます。

先ほど高重委員からもありましたように、議事進行に関しては、議長に采配といいますか、その部分が大きいと思いますので、大変かとは思いますが、いろいろ案件によって変わってくると思いますので、しっかりとした、委員会の中で審査をしている途中で何か議員個人の要望も含めたようなものが出てきてしまうと、その委員会の審査において、委員会でやってきたことというのが、無駄にはなりませんけれども、少し変わってくるのかなというふうには私も思いますので、議長のほうには、議事進行等々大変かとは思いますが、状況を見ながら議事進行をしていただければと思います。

委員（大川弘雄君） 委員会に任せてほしいですね。常任委員会のほうで。

委員長（堀越賢二君） ただ、以前にも一般質問でされていた部分もありますので、途中からこの防犯カメラのものが入ってきたというところもあると思いますので、今回は、内容にもよりますが、その分は少し致し方ないのかなというふうに思いますが。委員会のほうでしっかりとした議論をしていくということが何より大切かなというふうに思いますので、来月のそういったような勉強会もしっかりと活用しながら、深掘りした審査ができるように委員会としてしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上で本日の予定は終了いたしました。

その他、委員さんのほうから何か御意見ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（堀越賢二君） ないようですので、以上をもって総務文教委員会を閉会いたします。

長時間にわたりお疲れさまでした。ありがとうございます。

午後１時２８分 閉会